

笠間市 第4次地域福祉計画(案)

みんなで支えあう 福祉のまち かさま

令和5年 月
笠間市

ごあいさつ

みんなで支えあう 福祉のまち かさま

令和5年3月 笠間市長 山口 伸樹

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	・・・	1	(16) 相談の状況(令和3年度)	・・・	25
第1節 計画策定の背景と趣旨	・・・	2	(17) 行政区加入率の推移	・・・	26
第2節 地域福祉に関する動向	・・・	3	(18) その他福祉に関わる指標	・・・	27
第3節 計画の位置付け	・・・	5	第3章 計画の基本目標	・・・	28
第4節 SDGsの理念を踏まえた計画の推進	・・・	6	第1節 基本理念	・・・	29
第5節 計画の期間	・・・	7	第2節 計画の基本目標	・・・	30
第6節 計画の策定方法	・・・	8	第3節 計画の体系	・・・	32
第2章 地域福祉に関する市の現状と課題	・・・	9	基本方針と各施策・事業	・・・	33
(1) 人口の推移	・・・	10	第4章 施策の展開	・・・	36
(2) 年齢3階層別人口比の推移	・・・	11	基本目標1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進	・・・	37
(3) 出生率の推移	・・・	12	基本方針1 コミュニティの基盤づくり	・・・	38
(4) 笠間市の出生数の推移	・・・	13	基本方針2 人権擁護活動の推進	・・・	39
(5) 笠間市の子ども数の推移	・・・	14	基本方針3 ダイバーシティ社会実現への取り組み	・・・	40
(6) 女性の就労傾向	・・・	15	基本方針4 地域における担い手の育成や人材確保	・・・	41
(7) 地区別高齢化率の状況	・・・	16	基本目標2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化	・・・	43
(8) 要支援・要介護認定者の推移	・・・	17	基本方針1 安心して子育てができる環境整備	・・・	44
(9) 介護度別 要支援・要介護認定者の推移	・・・	18	基本方針2 権利擁護のための支援の充実	・・・	45
(10) 高齢者世帯数の状況	・・・	19	基本方針3 生活困窮者等の自立に向けた支援の充実	・・・	46
(11) 障害者手帳所持者の推移	・・・	20	基本方針4 地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実	・・・	47
(12) 生活保護世帯数・人員数の推移	・・・	21	基本方針5 誰にでも必要な情報が届く仕組みづくり	・・・	48
(13) 世帯類型別生活保護世帯数の推移	・・・	22	基本方針6 包括的相談支援体制の充実	・・・	49
(14) 平均寿命と平均自立期間	・・・	23			
(15) 在宅ケアチームの推移	・・・	24			

目次

基本目標 3. すべての人が安心して暮らしていける支援 の充実	・ ・ 5 0
基本方針 1 安心安全なまちづくりの推進	・ ・ 5 1
基本方針 2 災害に備えた体制強化	・ ・ 5 2
基本方針 3 自殺予防対策の推進	・ ・ 5 3
基本方針 4 就労支援の充実	・ ・ 5 4
基本方針 5 保健・医療との連携強化	・ ・ 5 5
基本方針 6 ユニバーサルデザインのまちづくり	・ ・ 5 6
第 5 章 計画の推進と進捗の管理	・ ・ 5 7
第 1 節 計画の推進	・ ・ 5 8
第 2 節 進捗管理	・ ・ 6 0
資料編	・ ・ 6 1
1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱	・ ・ 6 2
2. 笠間市第 4 次地域福祉計画策定員名簿	・ ・ 6 3
3. 策定の経過	・ ・ 6 3
4. 各種アンケート調査結果の再評価	・ ・ 6 4
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・ ・ 6 5
子ども・子育てニーズ調査	・ ・ 7 0
障がい者福祉に関するアンケート調査	・ ・ 7 4
健康づくりアンケート	・ ・ 8 0
5. 用語解説	・ ・ 8 3

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化など、家庭や家族、地域社会のあり方が大きく変化し、それに伴い、これまで家族や地域住民のつながりで解決できていたことが困難となり、社会的に大きな問題となっています。

また、8050問題や、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届きにくい世帯への支援や、自殺対策、生活困窮者支援、さらには複合的な課題を抱える世帯の増加など、多様化する地域生活課題への対応が求められています。

一方で、従来の公的サービスだけで、これらすべての課題に対応していくことは困難であり、公的制度の縦割りの改善や、それを補完する仕組みの構築、地域住民の主体的取り組みの推進など、住民・地域団体・行政が互いに協力・連携して取り組んでいくことが必要となっています。

このような現状をふまえ、これからの笠間市の「地域福祉」を推進していくための方針として、令和5年度から令和9年度までの5カ年を計画期間とした「笠間市第4次地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指すものです。

第2節 地域福祉に関する動向

(1) 国の動向

国においては、平成30年（2018）年4月施行の改正社会福祉法により、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい・地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められました。

第2節 地域福祉に関する動向

(2) 県の動向

茨城県においては、2019年3月に「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標とする、「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」を策定いたしました。

この計画は、3つのチャレンジを柱に、県・市町村・地域住民・地域の福祉団体等がお互いに連携し、地域に暮らす県民の一人ひとりが、主体的に新たなことに挑戦し、ともに支え合い助け合う地域社会をつくっていくことを目指しています。

I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

- 1 支え合いの推進・強化
- 2 新たな課題等への対応
- 3 地域福祉を支える意識づくり
- 4 災害に備える福祉の取り組み

II 支え合いを担う「人材づくり」へのチャレンジ

- 1 支え合いの担い手づくり
- 2 福祉人材の確保

III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

- 1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備
- 2 安心して利用できるしくみづくり
- 3 ひとにやさしいまちづくり

第3節 計画の位置付け

笠間市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である笠間市第2次総合計画の分野別基幹計画としての性格を有し、本市の推進すべき施策の方向性を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市の他の個別計画に基づく施策を推進していく上で、市民の参画を促進するとともに、基本的な方向性を示したものです。

さらに、笠間市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に連携・協働を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。



第4節 SDGsの理念を踏まえた計画の推進

SDGsと地域福祉計画

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能で、より良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

17のゴール、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても、地方創生を推進するため、その達成に向けた取り組みが求められています。

本市においては、少子高齢化の進展による人口減少などを背景に、様々な地域課題が今後さらに複雑化・複合化することが懸念されており、「地域共生社会」の実現を目指し、お互いに支えあい、将来にわたり市民が安心して暮らしていける、持続可能なまちづくりを推進しております。

SDGsの理念と地域共生社会の考え方は、共にその目指すところは同じであり、「地域福祉計画」についても、SDGsの理念を踏まえて推進してまいります。

なお本計画に関連する目標は右に掲げる9つの目標となります。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセントワーク(働き甲斐のある人間らしい仕事)を促進する		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする		16 平和と公正をすべての人に 平和で包括的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう グローバル・パートナーシップを活性化する		

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、国や茨城県の動向を踏まえ、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
笠間市総合計画	第2次 平成29年度～令和8年度										
笠間市地域福祉計画		第3次					第4次 令和5年度～令和9年度				
笠間市社会福祉協議会 地域福祉活動計画			第3次 令和2年度～令和6年度								
茨城県 地域福祉支援計画			第4期 令和元年度～令和5年度								

第6節 計画の策定方法

(1) 策定にあたっての基本的な考え方

本計画の策定及び個別施策の実施にあたっては、本市の現状や関連計画のアンケート調査の結果等から見てきた市民ニーズなどを踏まえるとともに、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」(平成29年厚生労働省社援発1212第2号)において示された、計画に盛り込むべき5つの事項について、基本的な考え方として定めることといたします。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定にあたっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した関連計画のアンケート調査結果を、地域福祉の観点から再評価しました。

また、市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「笠間市地域福祉計画（第4期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

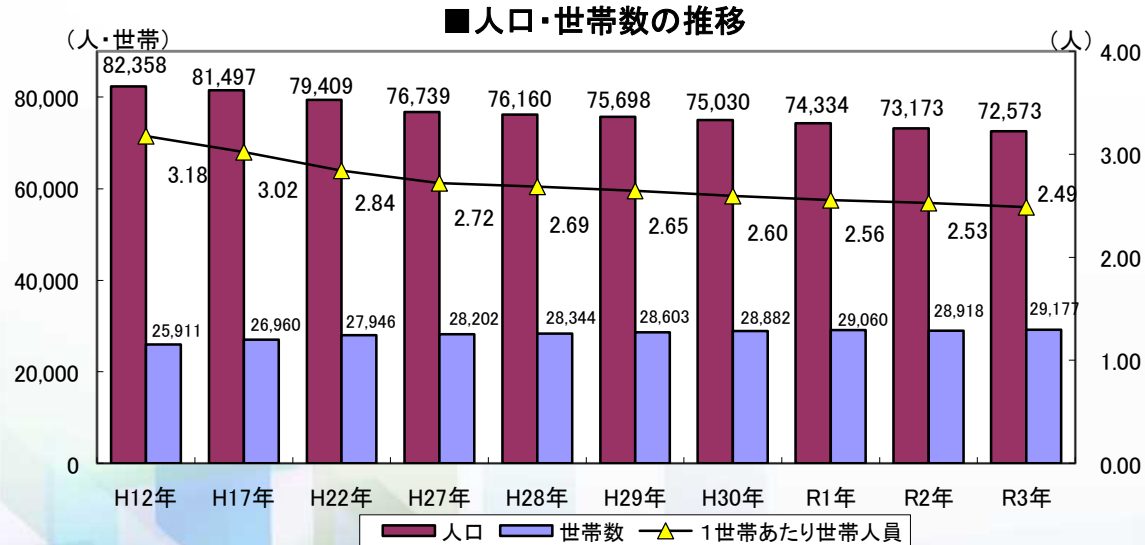
第2章

地域福祉に関する市の現状と課題

地域福祉計画に関する動向

(1)人口の推移

本市の人口は、平成12年の82,358人をピークに減少に転じており、令和3年には72,573人となっています。世帯数をみると、令和3年で29,177世帯と年々増加の傾向にある一方で、1世帯あたりの世帯人員は2.49人と減少傾向にあります。

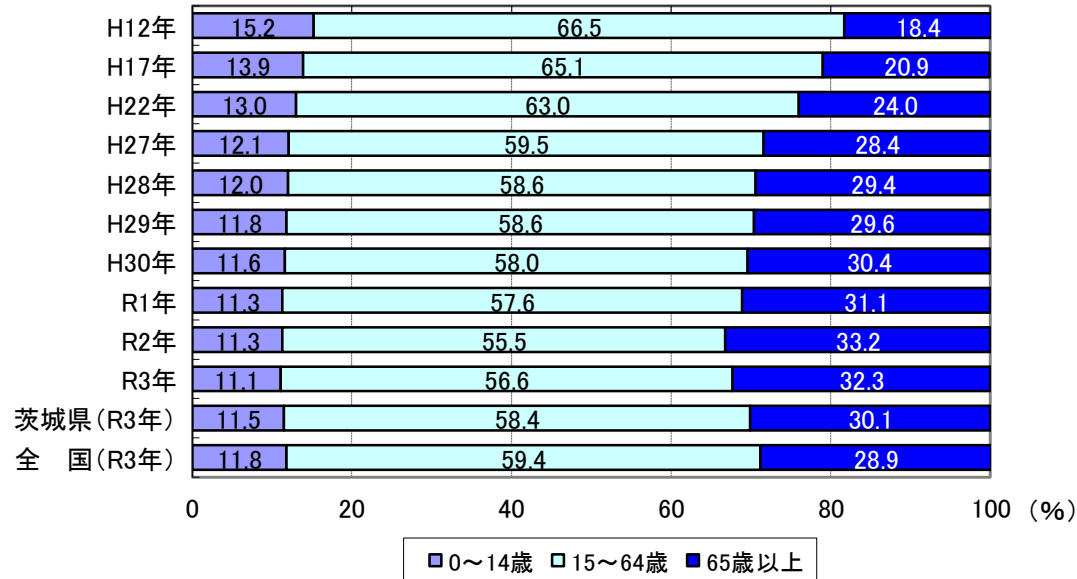


地域福祉計画に関する動向

(2) 年齢3階層別人口比の推移

年齢別人口の構成比をみると、少子高齢化の傾向が明らかで、令和3年の高齢者人口の割合は全国平均および県平均を上回っております。

■年齢3階層別人口比の推移

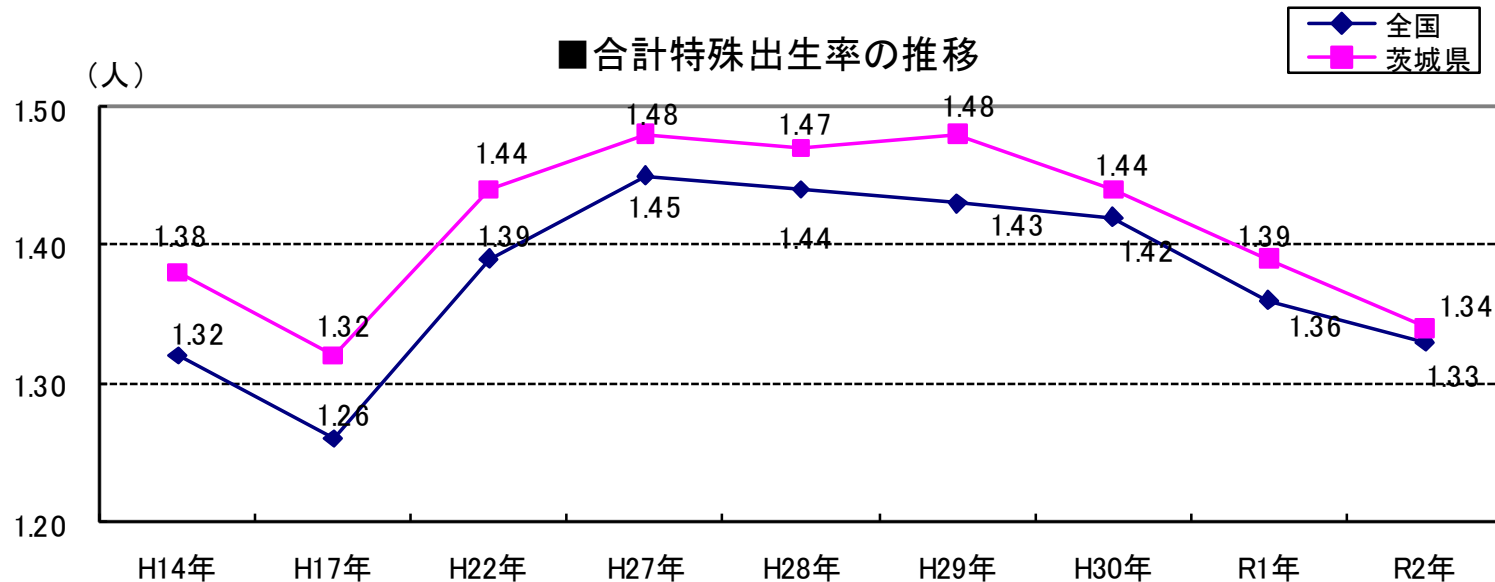


資料：全国、茨城県：総務省人口推計月報（10月1日現在）
笠間市：平成12、17、22、27、R2年は国勢調査、その他の年は常住人口調査（10月1日現在）

地域福祉計画に関する動向

(3) 出生率の推移

茨城県の合計特殊出生率は、全国平均と同様に平成17年から増加傾向になり、平成29年以降は低下しております。令和2年では平成17年と同水準となっております。



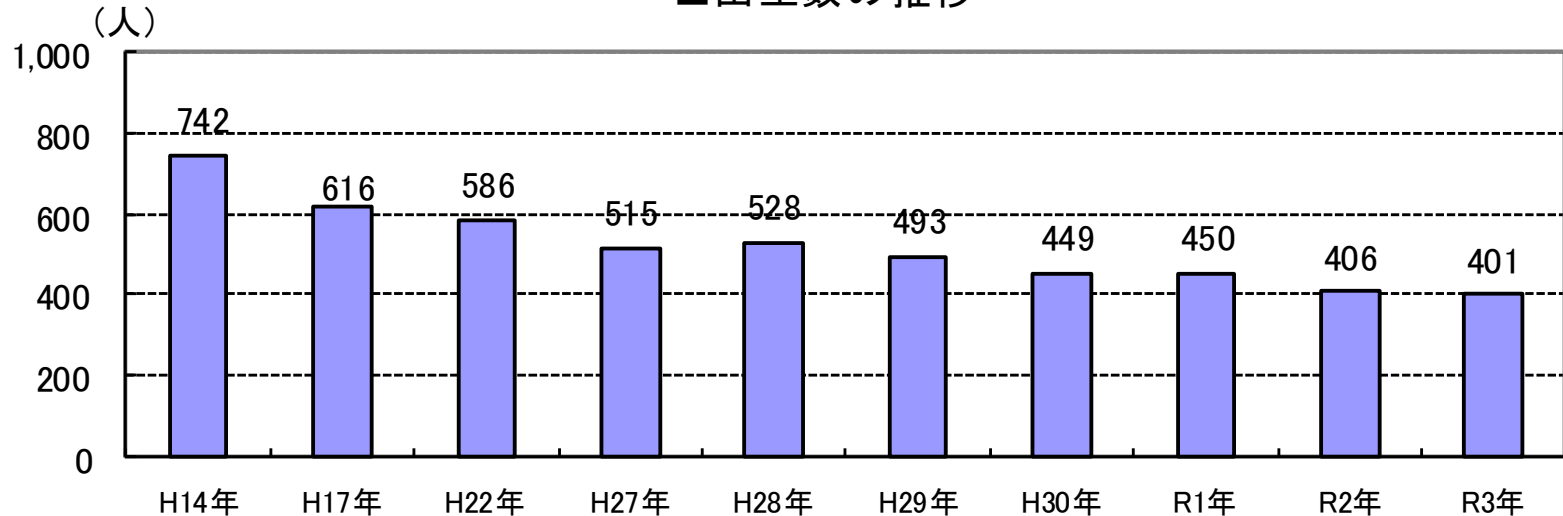
資料：人口動態統計（12月31日現在）

地域福祉計画に関する動向

(4) 笠間市の出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、直近5年間の平成28年から令和3年にかけては127人減少し、24%の減少率となっております。

■ 出生数の推移

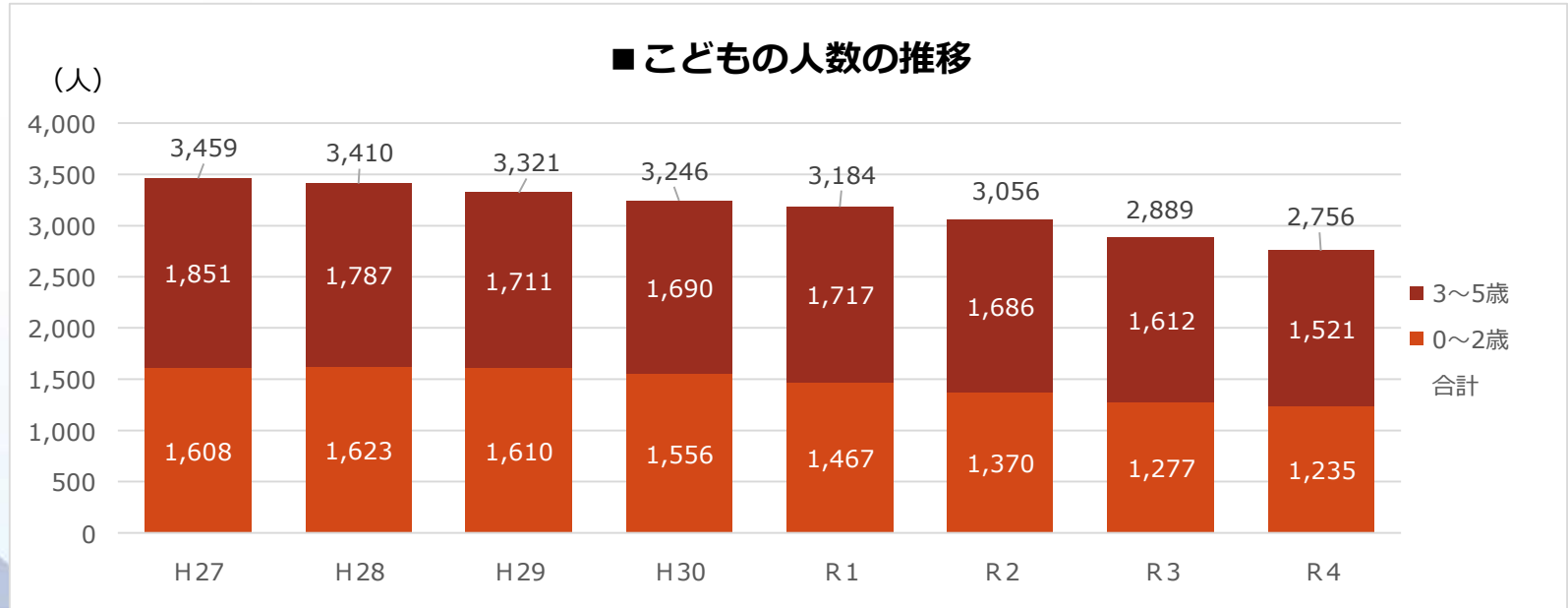


資料：人口動態統計（年間計）

地域福祉計画に関する動向

(5) 笠間市の子どもの人数の推移

本市の子どもの人数は毎年減少しており、平成27年から令和4年にかけては約700人減少しており、20%の減少率となっております。



資料：住民基本台帳（各3月31日現在）

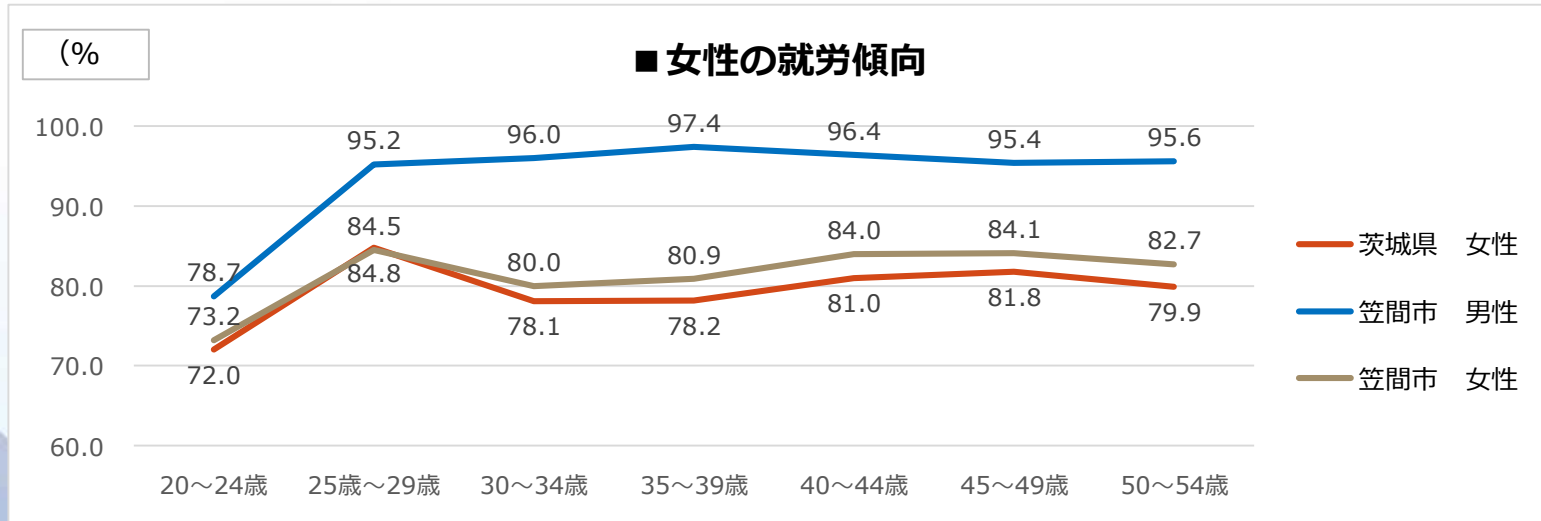
地域福祉計画に関する動向

(6) 女性の就労傾向

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期に当たる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」となります。本市における女性の労働力率をみると30歳から34歳で一旦低下するものの、乳幼児や就学児童の子育てをする20代から40代にかけて概ね80%を超えております。

本市の女性の労働力率は全体的に高く、ほぼ全ての年代で県平均を上回っております。

また、本市の男性の労働力率は20代から40代にかけて95%以上であることを考え合わせると、乳児期や就学児童を子育てする世帯は共働き世帯が多いと考えられます。

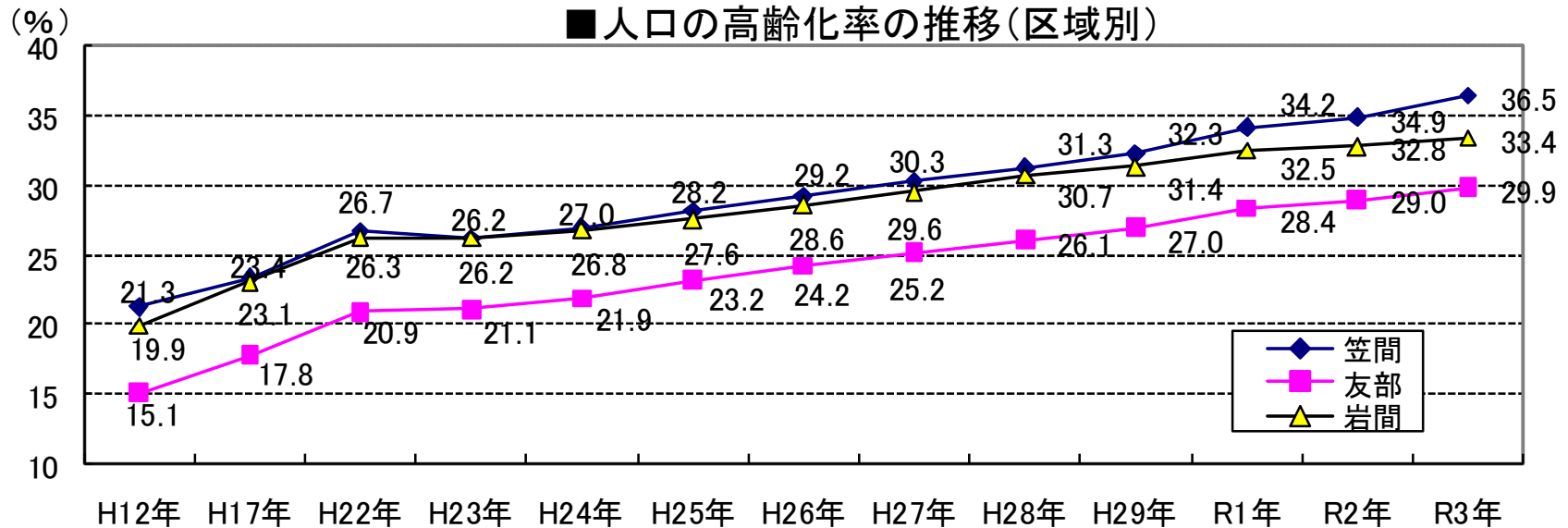


資料：令和2年国勢調査

地域福祉計画に関する動向

(7) 地区別高齢化率の状況

市内を旧市町単位にみた高齢化の状況は、3地区とも上昇を続けており、平成22年に各地区とも20%以上に達し、笠間地区と岩間地区においては平成28年に30%を超えております。令和3年は笠間地区の高齢化率が36.5%となり、高齢化の進行が他の地区よりも進んでおります。



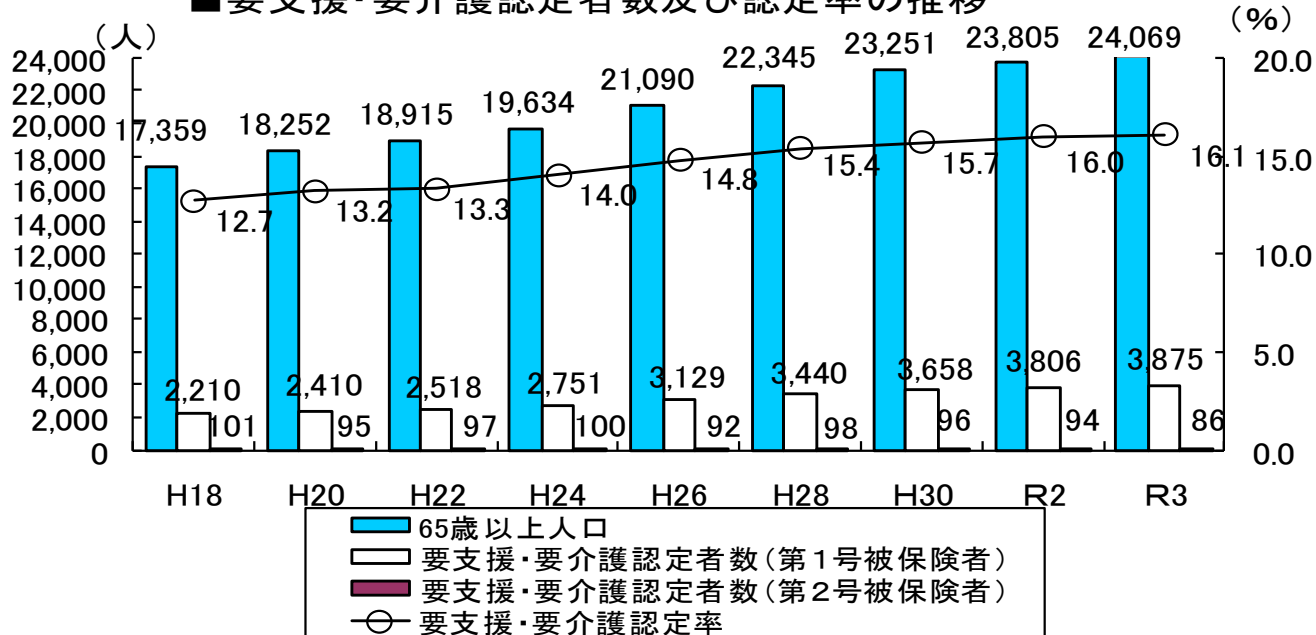
資料：平成12、17、22年は国勢調査，平成23年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）
平成30年は地区別・年齢別人口不詳

地域福祉計画に関する動向

(8) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定率（第1号被保険者）は15年間で12%から16%台に上昇しています。また、認定者数は1,600人以上増加しております。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



※要支援・要介護認定率は、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）÷65歳以上の人口（住民基本台帳人口）を用いて算出しています。

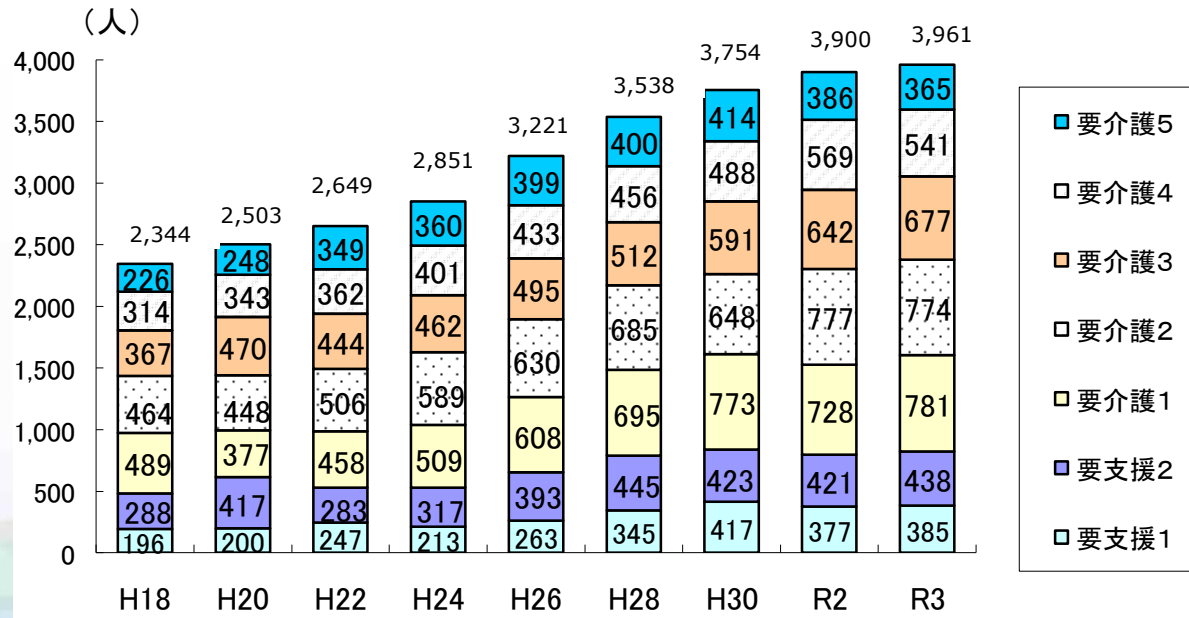
資料:介護保険事業状況報告(10月現在)

地域福祉計画に関する動向

(9) 介護度別 要支援・要介護認定者の推移

介護度別の認定者数の推移をみると、特に要介護2・3・4が増加しております。

■ 要支援・要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（10月現在）

地域福祉計画に関する動向

(10) 高齢者世帯数の状況

単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯数はともに増加しており、総世帯数に対する割合は5年間で3.1%増加しております。また、単身高齢者世帯の増加率が大きく、32%増加しております。

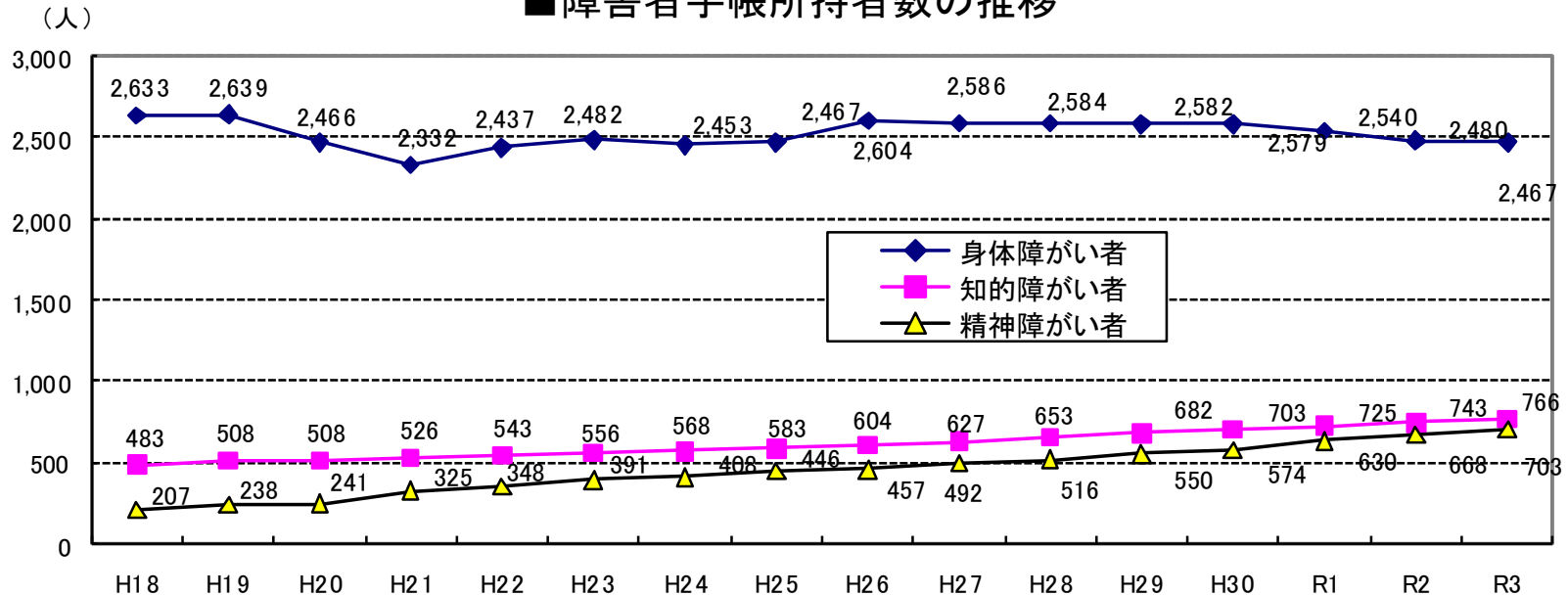


地域福祉計画に関する動向

(11) 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和3年3月31日現在で、身体障がい者2,467人、知的障がい者766人、精神障がい者703人となっており、知的障がい者・精神障がい者が増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移

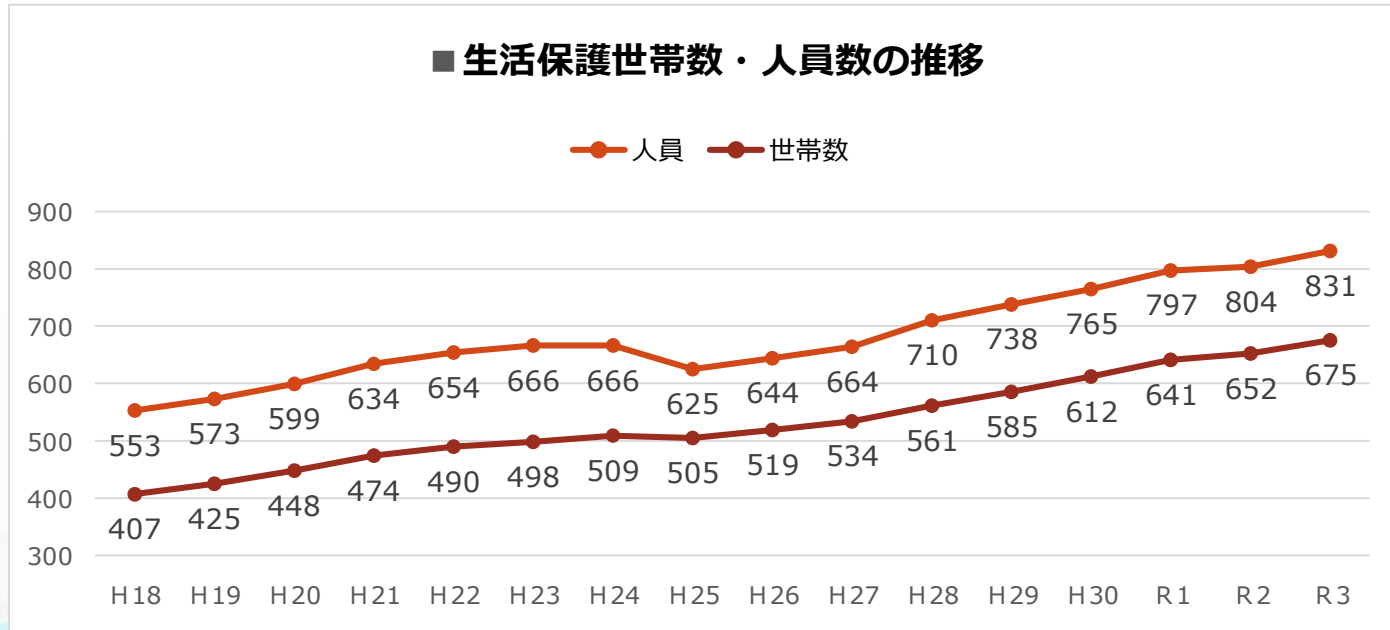


資料：社会福祉課（3月末現在）

地域福祉計画に関する動向

(12)生活保護世帯数・人員数の推移

本市の生活保護世帯数及び人員は毎年増加の傾向にあり、平成18年と令和3年を比較すると、世帯数及び人員ともに約1.5倍となっております。



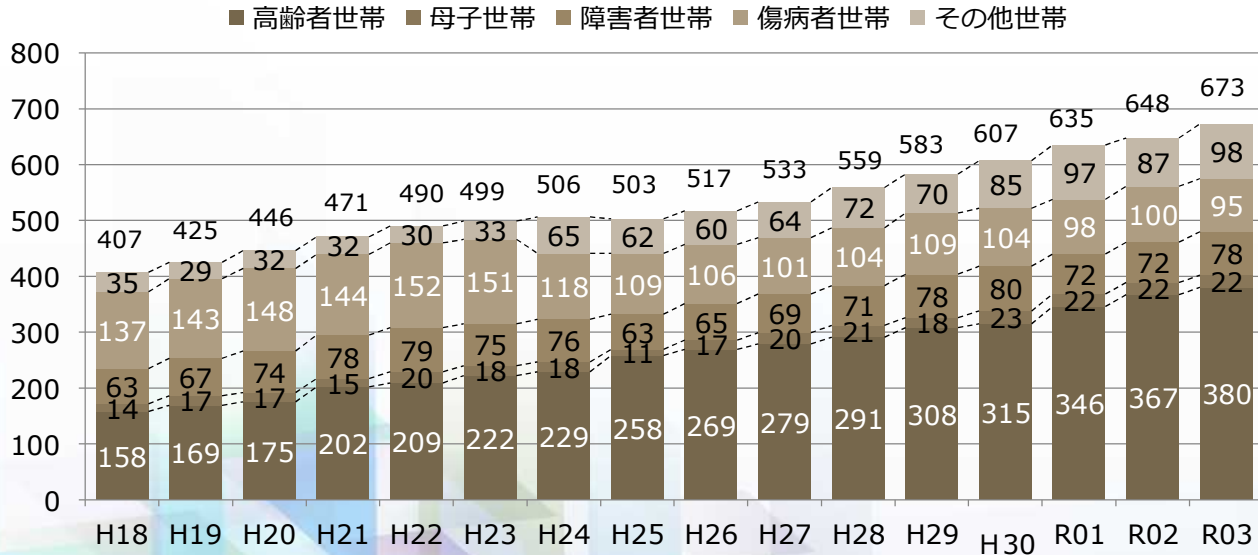
資料：社会福祉課（年度内平均数）

地域福祉計画に関する動向

(13) 世帯類型別生活保護世帯数の推移

世帯類型別の推移をみると、高齢者世帯の割合が増えており、令和3年では被保護世帯の約56%が高齢者世帯となっております。

■ 世帯類型別被保護世帯の推移



※本表の世帯数は停止中の世帯を含まないため、P25の世帯数と一致しない。

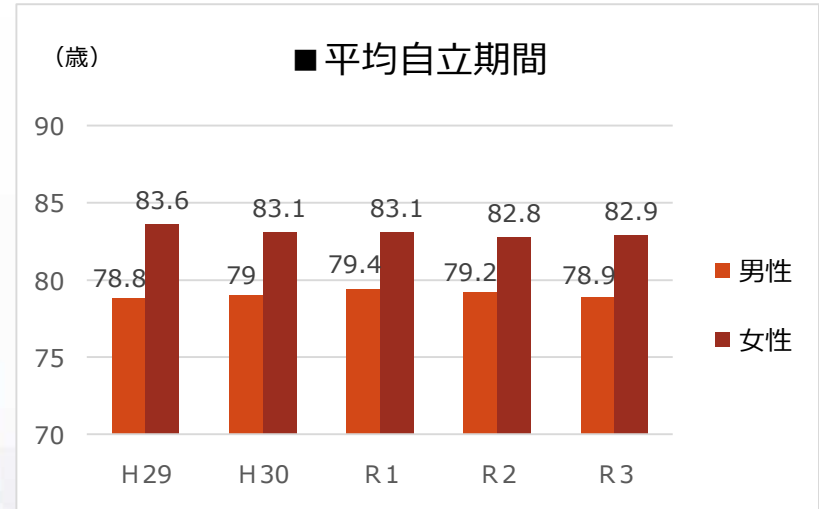
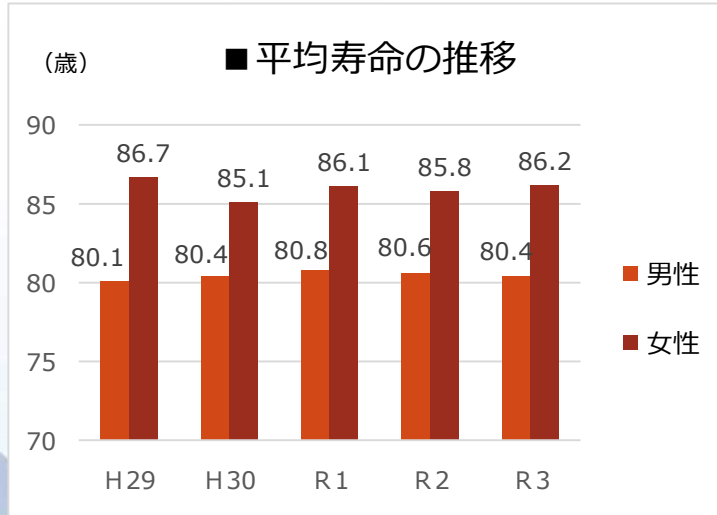
資料：社会福祉課（年度内平均数）

地域福祉計画に関する動向

(14) 平均寿命と平均自立期間

本市の平均寿命は、男女ともに横ばい傾向となっております。

また、平均自立期間では女性は平成29年の83.6歳から令和3年の82.9歳と緩やかに減少傾向にあり、男性はおおむね横ばい傾向となっております。近年では男女差が縮小しております。

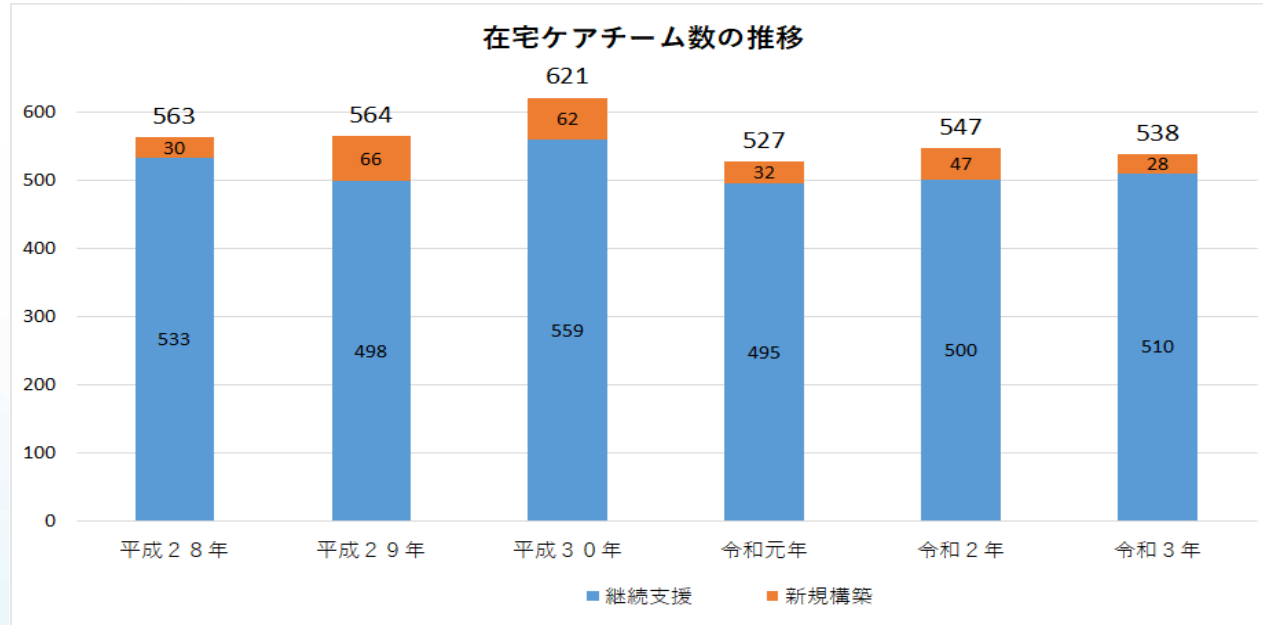


資料：国保データベースシステム

地域福祉計画に関する動向

(15) 在宅ケアチーム数の推移

地域ケアコーディネーターが中心となって、高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や医療・保健・福祉関係者で構成する在宅ケアチームを作り、見守りや日常生活を支援する仕組みを推進しております。



資料：社会福祉協議会

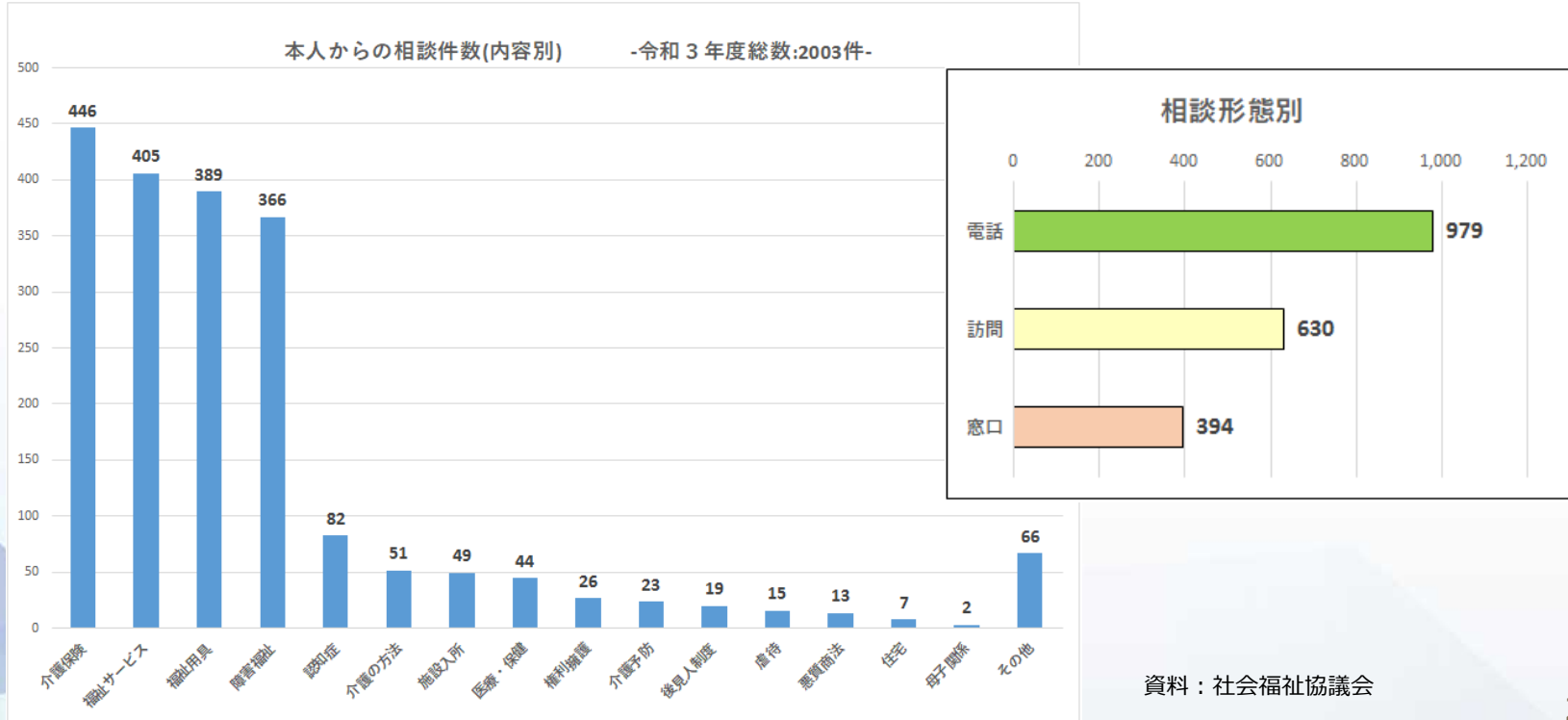
※各年度末におけるケアチーム数の状況

※令和元年度に継続支援チームの一斉モニタリング(状況調査)を実施

地域福祉計画に関する動向

(16) 相談の状況(令和3年度)

地域ケアコーディネーターは、活動の中で様々な相談を受けております。対象者を限定せず、様々な生活課題を抱える方に対し、直接的な支援だけでなく、関係者との連絡調整・情報共有などにより支援体制の強化を図っております。

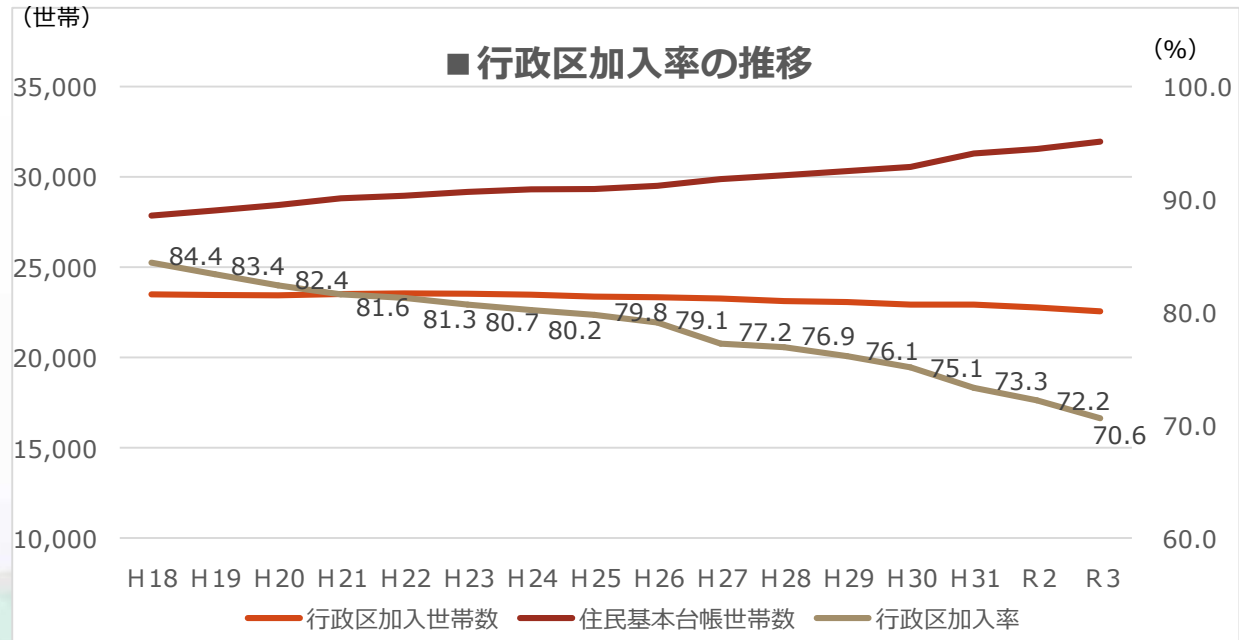


資料：社会福祉協議会

地域福祉計画に関する動向

(17) 行政区加入率の推移

本市の住民基本台帳における世帯数は年々増加しております。一方行政区加入世帯数は年々減少しており、加入率では平成18年の約84%から令和3年では約71%まで減少しております。



(各4月1日)

資料：総務課

地域福祉計画に関する動向

(18) その他福祉に係わる指標

令和4年4月1日現在のボランティアサークル数*は82団体で高齢者への支援を活動分野とするものが50団体と最も多く、次いで障害者関連が11団体となっておりますが、全体としては、平成24年よりも減少しております。

なお、NPO法人については子ども分野に携わる法人が最も多くなっております。

また、自殺者数については、全国・茨城県・笠間市ともに減少傾向にあります。

※ ボランティアサークル数：ここでは、笠間市社会福祉協議会に登録されている団体数を示す。

■ボランティアサークルの状況

活動分野	サークル数			
	H18.4.1現在	H24.4.1現在	H29.4.1現在	R4.4.1現在
高齢者（配食等）サークル活動	26	28	20	24
高齢者（交流）サークル活動	4	22	25	23
高齢者（施設）サークル活動	6	6	6	3
障害者関連サークル活動	15	18	16	11
幼児・児童・生徒サークル活動	7	2	2	2
その他のサークル活動	22	9	18	19
合計	80	85	87	82

資料：笠間市社会福祉協議会

■福祉関係NPO法人の状況

活動分野	法人数			
	H18.4.1現在	H24.12未現在	H28.12未現在	R3.12未現在
高齢者・障害者・子どもの3分野対象の法人	5	5	4	3
障害者分野のみ対象の法人	0	5	5	7
子ども分野のみ対象の法人	0	7	10	9
その他の分野の法人	0	1	0	0
合計	5	18	19	19

資料：市民活動課

■自殺者の状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
笠間市	21	14	17	13	19	17	16	16	10
茨城県	615	570	550	482	486	462	458	484	454
全国	27,283	25,427	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007

資料：警察庁

第3章

計画の基本目標

第1節 基本理念

笠間市総合計画においては「にぎわいの創造」「やさしさの創造」「ふれあいの創造」の3つの基本方針を定め、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めております。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

【基本理念】

みんなで支えあう
福祉のまち
かさま

【基本目標】

市民相互が支えあう地域共生社会の推進

すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために3つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。

目標1 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

地域活動団体、NPO法人、ボランティア等が行う地域福祉活動に、子どもから高齢者まで多くの人に関心を持ち、誰もが地域で活躍できる地域づくりを推進します。

そのために、様々な主体や分野と連動した人材育成や人材確保、地域福祉活動の活性化に取り組みます。

第2節 計画の基本目標

目標2 すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

気軽になんでも相談できる体制の強化、地域で支え合う活動の再構築、すべての人の権利を守る環境の整備、豊富で質の高い福祉サービスの提供と利用の促進に取り組み、支援を必要とするすべての人が守られ、制度の狭間に落ちることのないような体制強化を図ります。

目標3 すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

「認知症」や「障がい」、「生活困窮」「虐待」「ひきこもり」など様々な困りごとに対応し、速やかに相談窓口へつなぎ、関係機関が連携して適切な対応ができる体制づくりや、移動支援の充実等、だれもが暮らしやすい生活環境の構築に努めていきます。

また、災害時の安否確認等防災対策について、避難行動要支援者の把握・活用を含めた、地域における災害時の対応について取り組みます。

第3節 計画の体系

▶ 3つの基本目標のもと16の基本方針を定め施策を推進します。

基本理念

みんなで支えあう
福祉のまち
かさま

基本目標1 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

1. コミュニティの基盤づくり

2. 人権擁護活動の推進

3. ダイバーシティ社会実現への取り組み

4. 地域における担い手の育成や人材確保

基本目標2 すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

1. 安心して子育てができる環境整備

2. 権利擁護のための支援の充実

3. 生活困窮者等の自立に向けた支援の充実

4. 地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実

5. 誰にでも必要な情報が届く仕組みづくり

6. 包括的相談支援体制の充実

基本目標3 すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

1. 安心安全なまちづくりの推進

2. 災害に備えた体制強化

3. 自殺予防対策の推進

4. 就労支援の充実

5. 保健・医療との連携強化

6. ユニバーサルデザインのまちづくり

計画の体系 ▶ 基本方針と各施策・事業 1

基本目標 1	基本方針	施策・事業
市民相互が支えあう 地域共生社会の推進	1 コミュニティの基盤づくり	(1) コミュニティ活動の活性化
		(2) コミュニティ施設の整備・充実
		(3) コミュニティビジネスの支援
		(4) 家庭や地域の教育力の強化
		(5) 地域との交流活動の推進
		(6) 世代間交流の推進
	2 人権擁護活動の推進	(1) 人権意識の高揚・啓発
		(2) 人権相談体制の充実
	3 ダイバーシティ社会実現への 取り組み	(1) 福祉に関する生涯学習の推進
		(2) 学校・地域における福祉教育の推進
		(3) 障がい者への理解・啓発の推進
		(4) 男女共同参画の推進
		(5) 「合理的配慮」提供の推進 ★
		(6) 障がい者の情報コミュニケーション環境の充実 ★
4 地域における担い手の育成や 人材確保	(1) ボランティア活動の普及啓発	
	(2) ボランティア活動への支援	
	(3) 市民活動・NPO活動の促進	
	(4) ヘルスリーダーによる活動の推進	
	(5) 生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の整備	
	(6) 青少年育成団体の充実・支援	
	(7) 高齢者クラブ活動への支援	
	(8) 障がい者団体等への支援	
	(9) 社会参加・生きがいづくりの推進 ★	
	(10) 地域支援力向上の推進 ★	

★ = 第4次計画において新たに示す施策・事業

計画の体系 ▶ 基本方針と各施策・事業 2

基本目標 2	基本方針	施策・事業
すべての人が 十分なサービスを利用 できる体制の強化	1 安心して子育てができる環境整備	(1) 子育て支援の充実
		(2) 気軽に利用できるサービスの充実
		(3) ワンストップの相談支援体制の充実 ★
		(4) 子どもの居場所の提供 ★
		(5) ヤングケアラーへの支援 ★
		(6) 医療的なケアが必要な子どもへの支援 ★
	2 権利擁護のための支援の充実	(1) 自立支援と権利擁護の充実
		(2) 虐待防止対策の充実
	3 生活困窮者等の自立に向けた支援の充実	(1) 自立に向けた相談支援
		(2) 安定した住まい確保のための支援
		(3) 子どもの学習支援
		(4) 家計管理の自立に向けた支援 ★
		(5) 就労に向けた準備支援 ★
	4 地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実	(1) 高齢者福祉サービスの充実
		(2) 障害福祉サービスの充実
		(3) 子どもの特性に応じたサービスの充実 ★
		(4) 交通弱者などの移動性の向上
	5 誰にでも必要な情報が届く仕組みづくり	(1) 広報・周知の充実
		(2) 広聴活動の充実
	6 包括的相談支援体制の充実	(1) 連携による相談体制の整備
		(2) 窓口における相談体制の充実
		(3) 茨城型地域包括ケアシステムの推進
		(4) オンライン相談 ★
		(5) 引きこもり者への支援 ★
(6) 重層的な支援体制の推進 ★		

計画の体系 ▶ 基本方針と各施策・事業 3

基本目標 3	基本方針	施策・事業
すべての人が 安心して暮らしていける 支援の充実	1 安心安全なまちづくりの推進	(1) 防犯体制の強化
		(2) 非行防止活動の推進
	2 災害に備えた体制強化	(1) 総合的な防災体制の充実
		(2) 避難場所の確保
		(3) 災害時避難行動要支援者の支援
		(4) 民生委員等による社会調査体制の充実 ★
	3 自殺予防対策の推進	(1) 自殺予防啓発の推進
		(2) ゲートキーパーの養成促進
		(3) 自殺企図者に対する支援 ★
	4 就労支援の充実	(1) 多様な就労機会の確保
		(2) 雇用・就労相談の充実
		(3) 企業に対する雇用啓発の推進
		(4) シルバー人材センターへの支援
	5 保健・医療との連携強化	(1) 健康づくりの推進
		(2) 医療機関・医師会および歯科医師会・薬剤師会との連携強化
		(3) 在宅医療の推進
		(4) 市立病院の役割と機能の充実
		(5) 関係機関との情報共有の推進 ★
	6 ユニバーサルデザインのまちづくり	(1) バリアフリーのまちづくりの推進
		(2) 公園や広場の充実
		(3) 交通バリアフリーの推進
		(4) 心のバリアフリーの推進 ★

第4章

施策の展開

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

現状と課題

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係にとどまらず、地域住民などの多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

政府においては、地域共生社会の実現のためには、地域におけるつながりの強化、解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化が課題であるとしています。

本市の現状からも、今後更なる高齢化率の上昇や現役世代人口の減少などから、地域のつながりや解決力の低下が懸念されます。また、ボランティア団体の減少などによる共助力の低下も懸念されます。

コロナ禍と言われたこの数年間、地域でのコミュニティ活動や世代間交流活動への制限も、地域共生社会の柱の一つでもある地域におけるつながりを弱体化させたと考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市が取り組むべき施策として、「コミュニティの基盤づくり」「人権擁護活動の推進」「ダイバーシティ社会実現への取り組み」「地域における担い手の育成や人材確保」が重要であると考えられます。

今後も自助・共助・公助の理念に基づく、地域を中心とした福祉を実現していくため、福祉教育の充実などによる住民意識の高揚を図るとともに、子どもから高齢者まで多くの人が福祉に関心を持つことにより、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進し、地域のつながりを重視したまちづくりを推進してまいります。

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

基本方針 1 コミュニティの基盤づくり

施策	内容	事業名	担当課
(1) コミュニティ活動の活性化	市内の市民活動団体に対し、市民交流の促進、地域資源を活用したまちづくり事業など、自らが主体として活動していく事業に対し助成を行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。支援を行うことで、地域社会を担う多様な人材の確保、市民参加機会の創出に寄与します。	市民活動助成事業	市民活動課
(2) コミュニティ施設の整備・充実	住民誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めるため、集会所の建設、既設集会所の移設、増改築に対する補助を実施しながら、住民参加によるまちづくりを推進します。	地域集会所建設補助事業	市民活動課
(3) コミュニティビジネスの支援	高齢者、要介護者、障がい者や子育てをする人等への生活支援、その他福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。	市民活動助成事業	市民活動課
(4) 家庭や地域の教育力の強化	子どもたちの健やかな成長と家庭の教育力の向上を目指し、市内の保育所（園）、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校が自ら企画運営する家庭教育学級に対して支援を行います。	家庭教育学級	生涯学習課
(5) 地域との交流活動の推進	地域住民が自らの知識や経験、つながりを生かして学校現場で子どもたちの教育をサポートする活動をスムーズに実施しながら、住民同士のつながりを強化し、コミュニティの基盤づくりができるよう取り組みます。	学校支援ボランティア	生涯学習課
(6) 世代間交流の推進	子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が地域を豊かにします。子どもは大人から知識や経験を学ぶことによって成長し、大人は子どもと接することによって、活力をもらうことがあります。3世代間がお互いを尊重し、住みよい地域となるよう取り組みます。	青少年育成事業	生涯学習課

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

基本方針 2 人権擁護活動の推進

施策	内容	事業名	担当課
(1) 人権意識の高揚・啓発	多種多様な人権問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、講演会や研修会を開催するなど啓発活動を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権擁護委員協議会事業	社会福祉課
(2) 人権相談体制の充実	DVや、高齢者、障がい者、子どもへの虐待等、住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	人権擁護委員協議会事業	社会福祉課

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

基本方針 3 ダイバーシティ社会実現への取り組み

施策	内容	事業名	担当課
(1) 福祉に関する生涯学習の推進	福祉に対する理解と関心を深める機会をつくり、福祉活動への参加を勧め、仲間づくりや生きがい活動を推進するとともに、出前講座等の活用を促進するなど、ボランティア活動の普及と連携して進めます。	まちづくり出前講座推進事業	市民活動課
(2) 学校・地域における福祉教育の推進	福祉が身近に感じられるよう、市社会福祉協議会などの協力を得ながら、様々な体験活動や福祉研修会を開催し「思いやる心」や「助け合う心」を育てる福祉教育の推進を図ります。	総合的な学習の時間	学務課
(3) 障がい者への理解・啓発の推進	障がい者に対する差別解消、権利擁護における啓発活動として、広報、講演会などを通して障がい者への理解を広く周知していきます。	地域生活支援事業 啓発事業 理解促進研修	社会福祉課
(4) 男女共同参画の推進	笠間市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進や、女性の人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者への支援など女性の活躍を推進する施策を展開します。	子ども家庭総合支援拠点事業 家庭児童相談 児童入所施設措置 多様な生き方支援事業	子ども福祉課 秘書課
(5) 「合理的配慮」提供の推進	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるよう、物の形やルールを変えたり、支援する人を置いたりする「合理的配慮」の普及に向けて、具体例を示すなどわかりやすい啓発や理解促進を図ります。	地域生活支援事業	社会福祉課
(6) 障がい者の情報コミュニケーション環境の充実	手話が言語であることや社会における多様なコミュニケーション手段の必要性を認識したうえで、障がい者の情報の取得やコミュニケーション環境の向上に取り組み、共生社会の実現を目指していきます。	地域生活支援事業	社会福祉課

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

基本方針 4 地域における担い手の育成や人材確保 1

施策	内容	事業名	担当課
(1) ボランティア活動の普及啓発	広報紙やホームページ等により、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、福祉への理解を深めるため学校教育の場を活用し「子どもの時から福祉の芽を」をモットーとして、市内各保育園、幼稚園、こども園、小中高に福祉教育の推進と連携を図ります。	福祉教育推進事業	社会福祉協議会
(2) ボランティア活動への支援	ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに携わる人材の確保を促進するとともに、ボランティアコーディネーターの養成とコーディネート機能の充実を図るなど、ボランティア活動の支援を強化していきます。	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会 社会福祉課
(3) 市民活動・NPO活動の促進	NPO法人に関する各種手続きや相談などを通じて、団体のサポートを行います。また、市民活動団体の法人化や新たに活動団体を組織化するための設立準備など、団体の自立を促進するための助成を行います。	まちづくり市民活動助成事業	市民活動課
(4) ヘルスリーダーによる活動の推進	地域における健康づくりの担い手として、ヘルスリーダーを計画的に養成し、食育推進や生活習慣病予防等をテーマとした地区活動を展開します。また、地域や関係機関と連携し、特に若い年代に向けた積極的な働きかけや、デジタルツールを活用した情報発信にも取り組みます。	健康づくり推進事業	健康医療政策課
(5) 生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の整備	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するために、地域住民や多様な事業主体による支援体制を構築し、生活支援サービスの担い手を育成するなど地域で支えあう体制づくりと高齢者の社会参加を推進します。	生活支援体制整備事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
(6) 青少年育成団体の充実・支援	各団体の体験活動や異年齢交流等の各種活動を通じた、地域人材育成など、青少年の育成のため活動の支援を行います。	青少年育成事業	生涯学習課

基本目標 1. 市民相互が支えあう地域共生社会の推進

基本方針 4 地域における担い手の育成や人材確保 2

施策	内容	事業名	担当課
(7) 高齢者クラブ活動への支援	各種事業を通して、高齢者の健康・生きがいを推進します。また、高齢者クラブが地域と協働した事業や活動を行うことで、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援していきます。	高齢者クラブ事業	高齢福祉課
(8) 障がい者団体等への支援	各障がい者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進し、自発的な活動の支援や、県や市のレクリエーション等の行事への参加を通じて社会参加を支援します。また、各団体の人材確保に向けた取り組みを支援します。	自発的活動支援事業	社会福祉課
(9) 社会参加・生きがいの推進	コミュニティサロンは、地域の人たちの顔つなぎの場、また、新たな活動につながる生活課題の発掘の場として重要な役割を担っていることから、サロンの拡充に向けた取り組みを社会福祉協議会と連携しながら推進します。	高齢者の集いの場づくり	高齢福祉課 社会福祉協議会
(10) 地域支援力向上の推進	研修会や講演会を実施し、成長や発達に課題がある子どもを地域で支えていける地域の支援力向上や、これらの子どもに関わる支援者への理解啓発と知識・技能の向上を図ります。	子ども総合相談支援事業	こども育成支援センター

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

現状と課題

これまでの福祉は、主に高齢者・障がい者・子どもといった分野ごとの課題解決を目指してきましたが、近年の地域社会や家族の在り方の変化などにより、本市でも、社会的孤立、権利擁護や成年後見、医療的ケアが必要な子どもへの支援や、安心な子どもの居場所づくりなど、単独での制度や部署では対応できないケースが増えてきております。

これらの複雑化する問題を制度の狭間に落ちることのないような体制を整えるためには、気軽に何でも相談できる体制の強化や、豊富で質の高い福祉サービスの提供と利用の促進が課題となります。

本市では相談業務の強化や支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの直営化や子ども家庭総合支援拠点、こども育成支援センター等を設置し、地域の情報収集や福祉サービスに関する相談・情報提供体制の充実を図ってまいりました。また、オンラインでの相談が可能な体制の整備や、主に手話言語を使用する方や母国語が外国語の方への相談対応を可能とする体制の整備を推進してまいりました。

今後更に、インターネットやSNSを活用した福祉サービスに関する情報発信の強化を図り、地域の包括的な支援・サービスの提供体制である「茨城型地域包括ケアシステム」を推進しながら、新たな福祉サービスのニーズに対しても、すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化として、「安心して子育てができる環境整備」や「権利擁護のための支援の充実」「誰にでも必要な情報が届く仕組みづくり」などの施策に取り組んでまいります。

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 1 安心して子育てができる環境整備

施策	内容	事業名	担当課
(1) 子育て支援の充実	安心してこどもを産み、次世代を担う子どもがより健やかに育まれるためには、子どもや親のおかれている環境に応じて、地域や関係機関との連携を基に、良質かつ適切な子育て支援、保育・教育を総合的に提供する支援体制の充実が必要なため、相談や情報の提供、交流の場づくりなど、妊娠期から切れ目のない支援体制に取り組みます。	子ども家庭総合支援拠点の設 病児保育事業 養育支援訪問事業 ひとり親自立支援応援事業 など	子ども福祉課
(2) 気軽に利用できるサービスの充実	地域子育て支援センター、児童館において、それぞれの役割に応じた利用促進を図るなど妊娠期や乳児期、幼児期など各時期における支援や相談の利用を促進しながら、気軽に利用できるサービスの充実を図ります。また、地域の方が、楽しく仲間づくりをし、困りごとなどを話し合いながら、より良い暮らしにつながる、支えあう地域づくりを推進します。	地域子育て支援拠点事業 児童館運営事業	子ども福祉課
(3) ワンストップの相談支援体制の充実	子どもの成長や発達に関する不安や悩みなどの相談に対し、多職種のスタッフによるワンストップでの窓口対応を推進します。 また個々の相談に対し、必要に応じて関係機関との連携や調整を行います。	子ども総合相談支援事業	こども育成支援センター
(4) 子どもの居場所の提供	様々な事情から養育環境に課題やリスクを抱え不適切な養育状態にある家庭の子どもや、不登校など学校に居場所のない子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、課外活動の提供といった支援を関係機関との連携のもと取り組みます。	子どもの居場所拠点運営事業	子ども福祉課
(5) ヤングケアラーへの支援	社会的認知度が低く子ども自身や周囲の大人が気付きにくいなど、現状把握が不十分なヤングケアラーを、認知度向上のための広報啓発を行い、福祉・医療、教育等、関係機関が連携し、早期発見、早期支援につなげられるよう取り組みます。	ヤングケアラーの把握・相談・支援事業	子ども福祉課
(6) 医療的なケアが必要な子どもへの支援	医療的ケア児支援に関する協議の場を活用し、関係機関との情報共有や連携強化を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、保育園や小中学校においては、医療的ケア児のニーズに応じた支援を行います。	地域生活支援事業 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケア支援事業	社会福祉課 子ども福祉課 学務課

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 2 権利擁護のための支援の充実

施策	内容	事業名	担当課
(1) 自立支援と権利擁護の充実	認知症や知的障がい、精神障がい等が原因で契約等の法律行為において意思表示が困難な方の権利を擁護するために、成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成・活用の研修等を行い、権利擁護連携体制を強化するとともに、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の日常生活自立支援を行います。	成年後見制度等利用支援事業 権利擁護事業 法人後見受任事業 日常生活自立支援事業	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
(2) 虐待防止対策の充実	警察や児童相談所等の関係機関との情報共有や連携を図り、高齢者、障がい者、子どもに対する虐待の早期対応を行うとともに、虐待防止のための普及啓発等の取組みを行います。また、養護者、保護者への支援も一体的に取組みます。	地域生活支援事業 権利擁護事業 子ども家庭総合支援拠点事業 子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業 など	社会福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 3 生活困窮者等の自立に向けた支援の充実

施策	内容	事業名	担当課
(1) 自立に向けた相談支援	包括的な相談窓口として社会福祉協議会に配置されている専門の支援員が、生活困窮者からの相談に対して、一人ひとりの状況に応じ自立に向けたプランを作成する等の支援を行います。また、プランに基づく各分野の支援事業・支援機関との連絡調整や支援の実施状況の確認などを行います。	生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
(2) 安定した住まい確保のための支援	離職などにより住居を失った方、又は失う恐れの高い方に対して、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、就職に向けた支援を行います。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課
(3) 子どもの学習支援	生活困窮世帯や被保護世帯の中学生を対象として、学習支援や教育相談を行うことにより、学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。	学校生活学習支援事業	生涯学習課
(4) 家計管理の自立に向けた支援	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付の斡旋等を行い、早期の生活再生を支援します。	家計相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
(5) 就労に向けた準備支援	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、プログラムにそった、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業	社会福祉課

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 4 地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実

施策	内容	事業名	担当課
(1) 高齢者福祉サービスの充実	介護サービスの質を向上させ、住民主体のサービスを拡大するなど、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、体制整備と地域のニーズに合った在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実に図るとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。	介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型サービスの提供 介護費用適正化推進事業	高齢福祉課
(2) 障害福祉サービスの充実	障がい者が地域において自立した生活をおくれるよう、障害者総合支援法に基づいて日常生活の介護支援を行う「介護給付」や、自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の充実と適切な提供に努めます。 また、発達障がいがある方への支援については、検診等で早期発見と地域での支援の場の提供と質の担保に努めます。	自立支援給付事業	社会福祉課
(3) 子どもの特性に応じたサービスの充実	発達に課題がある子どもに対して、検査等により特性を明確にし、課題に応じた適切な指導を行います。特性に応じた発達支援を行い、支援体制の充実に図ります。幼児教育保育施設や学校にフィードバックし、適切な環境調整を行います。	子ども総合育成支援事業	こども育成支援センター
(4) 交通弱者などの移動性の向上	交通事業者や各団体との連携のもと、デマンド交通システムを導入しています。今後、利便性の向上及び持続できる仕組みの検討を行いながら、市内の移動手段の充実に図ります。	デマンドタクシー運行事業	企画政策課

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 5 誰にでも必要な情報が届く仕組みづくり

施策	内容	事業名	担当課
(1) 広報・周知の充実	地域福祉に関する情報をわかりやすく提供するため、広報かさまや市ホームページを活用するほか、市の施設や社会福祉協議会に福祉情報を提供するスペースを確保し、パンフレットや冊子など情報発信の媒体を創意工夫して各種事業及び福祉施策の情報提供に努めます。	広報かさま発行事業 笠間PR事業 ホームページ管理運営事業	秘書課
(2) 広聴活動の充実	市政懇談会の開催をはじめ、ホームページへの問合せや意見箱の設置、パブリックコメント等を実施し、さまざまな場面を通じて、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進め、市政懇談会については、より多くの方が参加できるように内容や開催場所を検討していきます。	広聴事務	秘書課

基本目標 2. すべての人が十分なサービスを利用できる体制の強化

基本方針 6 包括的相談支援体制の充実

施策	内容	事業名	担当課
(1) 連携による相談体制の整備	住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、幅広く関係機関との連携を図り、さまざまな課題を抱えた方やひきこもり等社会的に孤立してしまった方など、利用者のニーズに応じた適切な情報提供や、関係機関や窓口相互の連携による相談体制の整備を図ります。	基幹相談支援センターの運営 引きこもりアウトリーチ事業 自殺未遂者フォローアップ事業	社会福祉課
(2) 窓口における相談体制の充実	主に手話言語を使用する方や、母国語が外国語の方からの相談などに対し、オンラインでの同時通訳アプリの活用するなど、相談体制の充実を図ります。	意思疎通支援事業	社会福祉課
(3) 茨城型地域包括ケアシステムの推進	地域課題検討会や地域包括ケア会議を活用して、地域特性や課題、地域に存在する社会資源及びそれらのネットワークを把握・活用しながら、個別の支援や地域での取組につなげます。また、個別の課題解決や地域課題の把握・検討を行い、多職種による様々な支援が継続的かつ包括的に提供されるよう、推進に取り組みます。 新たに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にも取り組みます。	地域ケアシステム推進事業 地域包括ケア会議 地域課題検討会	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
(4) オンライン相談	子育て・福祉オンライン相談システムを活用し、時間や場所に制限がある方や、感染症の蔓延期間においても相談ができる体制の充実を図ります。	子育て・福祉オンライン相談システム	社会福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課 健康医療政策課 こども育成支援センター
(5) 引きこもり者への支援	医師、看護師、精神保健福祉士などによる専門チームを編成し、引きこもり者に対するアウトリーチ活動の実施により、スクリーニング、社会復帰の方法の検討・助言、継続的な面接などを実施し、引きこもり状態からの自立を支援します。	引きこもりアウトリーチ事業	社会福祉課
(6) 重層的な支援体制整備の推進	「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「他機関協働支援」からなる重層的な支援体制整備事業について、既に確立されている茨城型地域包括ケアシステムの観点から、必要に応じて実施の検討を進めます。	重層的な支援体制整備事業	社会福祉課

基本目標3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、生活に困窮する方など、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らしていける環境の充実のためには、地域住民や民生委員児童委員、見守り支援チームなど、地域の中で活動している方々からの相談や情報を関係機関と情報共有しながら、速やかに問題解決を図ることが課題となります。

また、近年では、外出が困難な環境におかれている方も増えてきており、「待つ福祉」ではなく「出向く福祉」も求められております。

これらの課題に対応するため、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体や警察、消防などとの連携強化を目的として、地域包括ケアシステムの強化や、引きこもり状態にある方や自殺企図者に対しては、県立こころの医療センターとの連携によるアウトリーチ活動の強化を図ってまいりました。

また、安心して生活できる環境の構築には、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例や、障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、ソフト・ハードの両面からのバリアフリー化や、交通弱者に対する移動手段の確保に努めるとともに、災害に強いまちづくりや、災害時に支援を必要とする方への支援体制の強化が課題となります。

本市ではこれまで、デマンドタクシーの導入や、体に障がいのある方も楽しめるインクルーシブ遊具の設置などを行ってまいりました。

こうした状況を踏まえ、本市が取り組むべき施策として、「災害に備えた体制強化」「自殺予防対策の推進」「ユニバーサルデザインのまちづくり」に取り組んでまいります。

基本目標3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針1 安心安全なまちづくりの推進

施策	内容	事業名	担当課
(1) 防犯体制の強化	<p>防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ります。</p> <p>また、空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図り、防犯対策講習や啓発活動を実施します。さらに、インターネットにおいて青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報が流通しているため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を推進します。</p> <p>防犯施設の整備については、通学路等への防犯灯の設置を進めるとともに、行政区が設置する防犯灯に対し助成を行います。</p>	防犯活動推進事業 民間交番運営管理事業 防犯灯整備事業 など	市民活動課
(2) 非行防止活動の推進	<p>時代の変化に伴い、青少年の抱える問題や、不適応行動が外からわかりにくくなっているため、青少年相談員を中心に学校、地域、関連機関とさらなる連携の強化を図りながら、青少年健全育成を推進します。</p>	青少年相談員事業	生涯学習課

基本目標 3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針 2 災害に備えた体制強化

施策	内容	事業名	担当課
(1) 総合的な防災体制の充実	市民一人ひとりが平常時から災害に対する備えに心がけるよう、「自助」・「共助」の考えに基づく自主防災組織の結成を支援します。 また、自主防災組織の結成や消防団などの組織との連携等を通じて、地域社会の防災体制の充実を図ります。	自主防災組織育成事業 災害対策事業	総務課
(2) 避難場所の確保	避難所、避難路をあらかじめ指定し、市民の方々への周知を徹底するとともに、避難場所や避難経路等の標識の簡明化に努めます。また、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と連絡協議して、緊急時における連絡体制の確立を推進します。 また、指定された福祉避難所の充実を図るとともに、民間社会福祉施設と災害時使用に関する協定締結を増進させ、災害時に一般の指定避難所では受け入れが困難な要支援者の受け入れ体制を強化します。	防災設備機能強化事業	総務課
(3) 災害時避難行動要支援者の支援	災害時における緊急連絡体制を整備するため、災害時避難行動要支援者台帳（名簿）及び個別計画の作成、更新作業を行います。	災害時避難行動要支援者事務	社会福祉課
(4) 民生委員等による社会調査体制の充実	災害時に特に支援を必要とする、高齢者や障がい者等、災害時避難行動要支援者の把握に漏れないよう、民生委員や行政区長・関係団体等との情報共有による連携強化により、社会調査体制の充実を図ります。	災害時避難行動要支援者事務	社会福祉課

基本目標3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針3 自殺予防対策の推進

施策	内容	事業名	担当課
(1) 自殺予防啓発の推進	自殺者の多くが、健康や就業関係をはじめ様々な不安を抱えていることから、悩んだときに気軽に相談できる窓口や関連施設・相談機関等の周知を行います。	地域自殺対策強化事業	社会福祉課
(2) ゲートキーパーの養成促進	自殺に至る多くの人たちに「こころの不調」がみられることから、「こころの不調のサイン」に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人をゲートキーパーとして養成します。	地域自殺対策強化事業	社会福祉課
(3) 自殺企図者に対する支援	自殺未遂により入院し、その後退院した患者に対し「茨城県立こころの医療センター」との連携により、退院後のアウトリーチ活動を実施し、自殺再企図の防止を図ります。	自殺未遂者フォローアップ事業	社会福祉課

基本目標 3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針 4 就労支援の充実

施策	内容	事業名	担当課
(1) 多様な就労機会の確保	働く意欲のある高齢者、障がい者、子育て中の親やひとり親家庭、低所得者等に対し、シルバー人材センターやハローワークなどの関係機関と連携しながら、希望する職に応じた就労機会の確保に努め、仕事と子育ての両立、生きがいにつながる就労の確保に努めます。	生活困窮者自立相談支援事業 自立支援給付事業 シルバー人材センター助成事業	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
(2) 雇用・就労相談の充実	障がい者やひとり親家庭、低所得者等の雇用について、それぞれの分野で関係機関と連携を強化し、就労に関する情報提供や相談の充実に努めます。	生活困窮者自立相談支援事業 生活保護受給者等就労自立促進事業 自立支援給付事業	社会福祉課 子ども福祉課 社会福祉協議会
(3) 企業に対する雇用啓発の推進	企業に対して、障害者地域自立支援協議会や基幹相談支援センター、ハローワークと連携し障がい者雇用の理解の啓発を推進します。	地域生活支援事業 理解促進研修・啓発事業	社会福祉課
(4) シルバー人材センターへの支援	新たな会員の確保や就業分野の開拓などの課題の改善に向けた取り組みについて、働きかけを行っていきます。 また、高齢者が豊富な知識や経験、技術を生かして地域で活躍できるよう、シルバー人材センターの自主的な取り組みや運営などを支援し、高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、社会参加や生きがいづくりを推進します。	シルバー人材センター助成事業	高齢福祉課

基本目標3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針5 保健・医療との連携強化

施策	内容	事業名	担当課
(1) 健康づくりの推進	若い世代からの生活習慣病予防や健康づくりの意識高揚を進め、自らの健康状態を把握することにより、生活習慣病の重症化を予防します。また、健康診査の結果によっては、自ら健康状態を自覚し、生活習慣の改善ができるよう支援します。 各種検診や健康診査の受診率及び特定保健指導の指導率向上を図るとともに、各保健事業の中で、ライフステージに応じた健康づくりへの支援を実施します。	健康づくり支援事業	健康医療政策課
(2) 医療機関・医師会および歯科医師会・薬剤師会との連携強化	安心できる医療の確保を目標に、笠間市医師会や笠間市歯科医師会、笠間薬剤師会及び市内2か所の県立病院と連携し、初期救急医療体制の確保や、地域医療の充実、保健事業の推進を図ります。	乳幼児健康診査事業 歯科保健事業 各種健康診査 など	健康医療政策課
(3) 在宅医療の推進	地域医療センターかさまを拠点として保健・医療・福祉の連携の充実を図り、認知症初期集中支援においても医療・介護連携を強化するとともに、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションを普及拡大・充実させることで、在宅医療の推進を図ります。	認知症初期集中支援事業 訪問診療 訪問看護ステーション 訪問リハビリテーション	市立病院
(4) 市立病院の役割と機能の充実	筑波大学附属病院やその他の機関との連携を継続しながら、在宅医療を重視して訪問診療を積極的に行うなど、地域に密着した安心して受診できる病院としての機能を充実させていきます。また、平日夜間・日曜初期救急診療については、笠間市医師会や茨城県立中央病院、笠間薬剤師会等の協力により実施していきます。	訪問診療 平日夜間・日曜初期救急診療	市立病院
(5) 関係機関との情報共有の推進	介護健診ネットワークシステムを活用し、介護情報や見守り情報などを、介護サービス事業所、病院又は消防などと共有することにより、安全で質の高い介護サービスや医療、見守り支援の充実を図ります。	介護健診ネットワークシステム事業	高齢福祉課

基本目標3. すべての人が安心して暮らしていける支援の充実

基本方針6 ユニバーサルデザインのまちづくり

施策	内容	事業名	担当課
(1) バリアフリーのまちづくりの推進	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、公共的施設、住宅、生活環境の整備等において整備基準に適合させるなど福祉のまちづくりを推進します。	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づいた生活環境の整備	都市計画課 資産経営課 学務課
(2) 公園や広場の充実	災害時の避難場所としての機能を確保しながら、インクルーシブ遊具の設置など、誰もが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。	都市公園等施設整備事業	都市計画課
(3) 交通バリアフリーの推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく整備に心がけ、高齢者、障がい者等の移動、施設の利便性及び安全性の向上に努めます。	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいた公共施設等の整備	都市計画課 建設課
(4) 心のバリアフリーの推進	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くための研修や啓発活動の実施により、心のバリアフリーを推進します。	理解促進研修啓発事業	社会福祉課

第5章

計画の推進と進捗の管理

第1節 計画の推進

誰もが安心して充実した生活を送るためには、人と人のつながりや、それぞれが持つ力を活かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、市社会福祉協議会、行政の連携協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

1. 住民との連携推進

地域福祉を推進する上で最も大切なことは、住民が主体的に地域づくりに関わり、住民一人ひとりが地域づくりの力として福祉を支える担い手であるという意識を持つことです。

そのために、住民自らが地域のことを考える機会を設けるなどの支援を通じて、地域の行事やボランティア活動への参加など住民主体の活動を引き起こし、その実践の積み重ねで地域力の向上を図るなど、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちと連携・協働により解決を図ります。

2. 団体・事業者との連携推進

事業者は福祉サービスの提供者として、利用者の自立を支援する質の高いサービスの提供が求められます。また、それぞれの団体・事業者が持つ専門知識や技術、施設の提供や、豊かなマンパワーを活かしたボランティア活動など、地域の活性化や地域福祉の推進となるよう連携・協働を図ります。

第1節 計画の推進

3. 市社会福祉協議会との連携強化

市社会福祉協議会は社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められており、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、民間の立場で広く活動主体の連絡調整とそれらへの支援を行うための中心的存在として期待されています。

本計画と市社会福祉協議会が策定した「笠間市地域福祉活動計画」に基づき、市と市社会福祉協議会が連携して地域福祉の推進に努めます。

4. 行政の役割

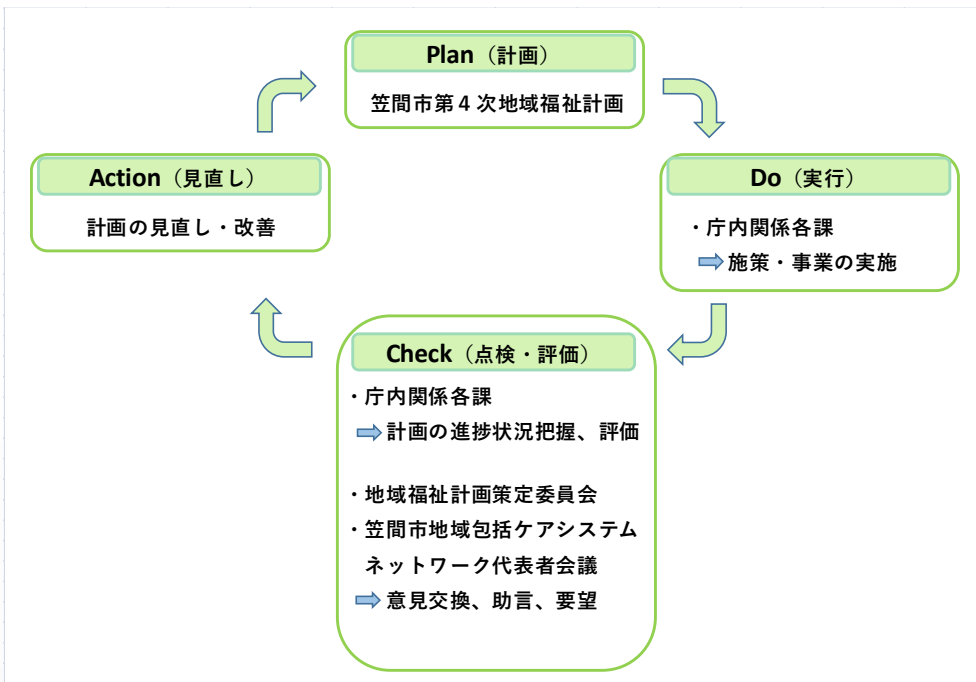
住民一人ひとりの幸せづくりを目指して、地域福祉を推進する関係機関・団体等と相互に連携協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮し、福祉施策を総合的に進めます。

第2節 進捗管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、「計画の策定」(Plan)、「施策の実行」(Do)、その進捗状況を定期的に「点検・評価」(Check)したうえで、その後の取組を「見直し・改善」(Action)、する、PDCAサイクルの構築に努めます。

計画の進行・管理については関係各課や関係機関との意見交換や住民からの意見・要望の把握をもとに本市で評価・検討していきます。

評価に際しては、達成状況が数値で判断できない施策等も評価の対象とし、策定委員会や笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議などを通じて随時点検し、計画の見直しや改善に反映させることとします。



資料編

1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱

笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条笠間市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な調査検討を行うため、笠間市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域福祉を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 地域福祉のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたる者

(任期)

第4条委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2. 笠間市第4次地域福祉計画策定員名簿

3. 策定の経過

2. 笠間市第4次地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

区分	所属団体等の名称・役職	氏名	備考
地域住民の組織に所属する者	笠間市連合民生委員児童委員協議会 理事	川崎 史子	
	笠間市ボランティア連絡協議会 会長	小室 和子	
	笠間市区長連合会 会長	栗原 博	
学識経験を有する者	笠間市医師会 理事	菅谷 るみ子	
	笠間市歯科医師会 会長	湊 隆夫	
福祉業務に携わる者	笠間市社会福祉協議会 会長	鷹松 丈人	◎
	さくら幼稚園 教頭	臼井 節子	
各種福祉団体に関係する者	笠間市障害者自立支援協議会 副会長	森 敦子	
	笠間市高齢者クラブ連合会 会長	鈴木 早苗	
	笠間市身体障害者福祉協会 会長	小松崎 進	
関係行政機関の職員	茨城県中央保健所 地域保健調整監兼保健指導課長	石川 尚美	
	笠間市立病院 事務局長	木村 成治	
	笠間市福祉事務所 所長	堀内 信彦	○

◎ = 委員長 ○ = 副委員長

3. 策定の経過

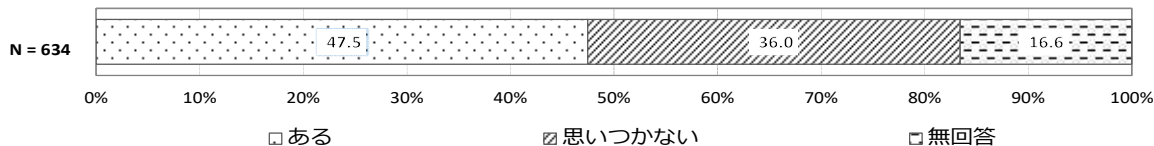
年	月日	会議名等
令和4年	8月22日	第1回ワーキングチーム会議 計画の概要、理念・目標、体系等について
	8月24日	第1回策定委員会 地域福祉計画策定の方針と今後の予定について
	10月21日	第2回ワーキングチーム会議 第4次地域福祉計画（案）について 今後のスケジュールについて
	10月31日	第2回策定委員会 地域福祉計画（案）について
	11月29日	第3回策定委員会
	令和5年	2月9日～ 2月28日

4. 各種アンケート調査結果の再評価

本計画の策定に当たっては、地域福祉に関する市民意識や要望等を把握するため、市が近年実施した以下に記載のアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

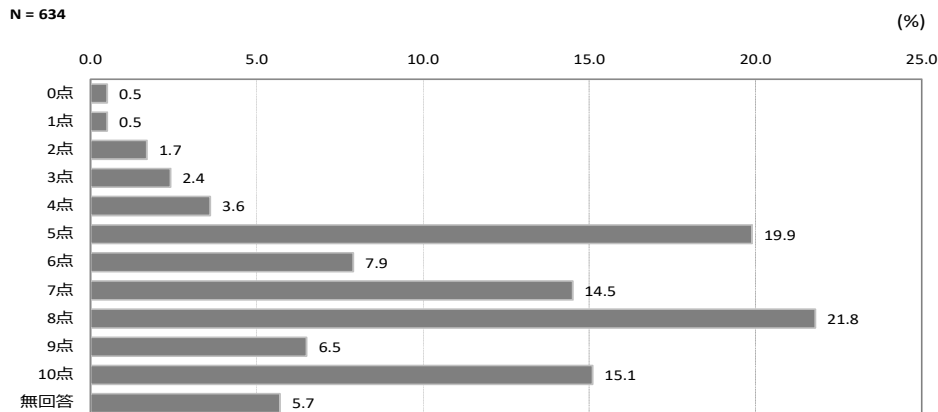
個別計画名	調査名	実施時期	対象者数など	配付数	回収数
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年11月29日から 令和元年12月16日まで	65歳以上の方（総合事業対象者、要支援1、2の認定を受けている方を含む）	1,000件	634件
第2期笠間市子供・子育て支援事業計画	第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（小学生調査）	平成31年2月26日から 平成31年3月12日まで	小学生児童がいる世帯の保護者	929件	879件
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	障がい者福祉に関するアンケート調査	平成29年1月25日から 平成29年2月8日まで	市内在住で障害者手帳を有している者	800件	386件
第2次笠間市健康づくり計画（前期計画）	健康づくりアンケート（一般市民調査）	令和3年1月18日から 令和3年2月1日まで	市内在住の20歳以上の男女個人	2,000件	933件

Q. 毎日の生活で生きがいはありますか。



生きがいがあるか尋ねたところ、「生きがいあり」が47.5%、「思いつかない」が36.0%となっています。

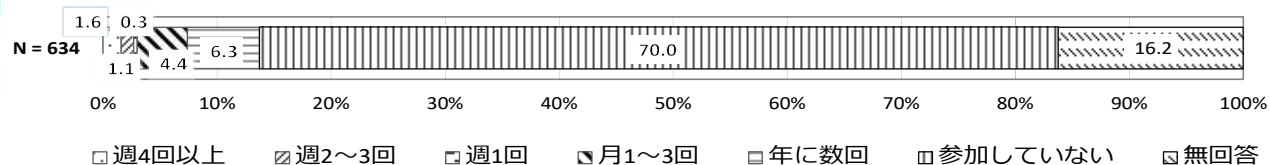
Q. あなたは現在どの程度幸せですか。



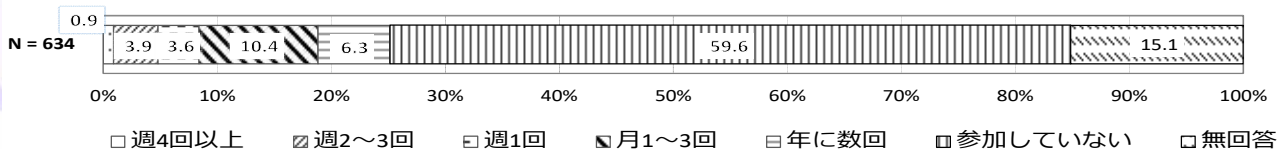
現在の幸せを点数で尋ねたところ、「8点」が21.8%で最も多く、次いで、「5点」(19.9%)、「10点」(15.1%)となっており、5点以上が約9割を占めております。

Q. 次のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

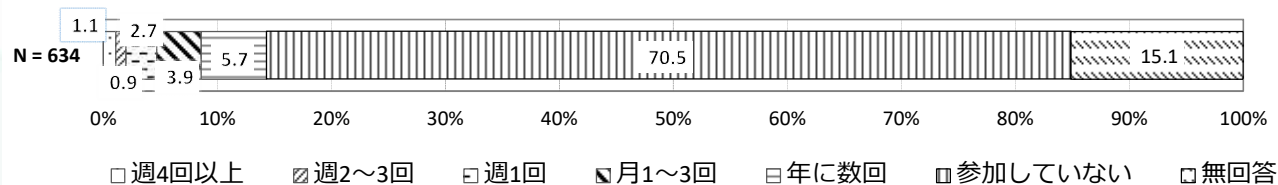
① ボランティアのグループ



② 趣味関係のグループ



③ 高齢者クラブ

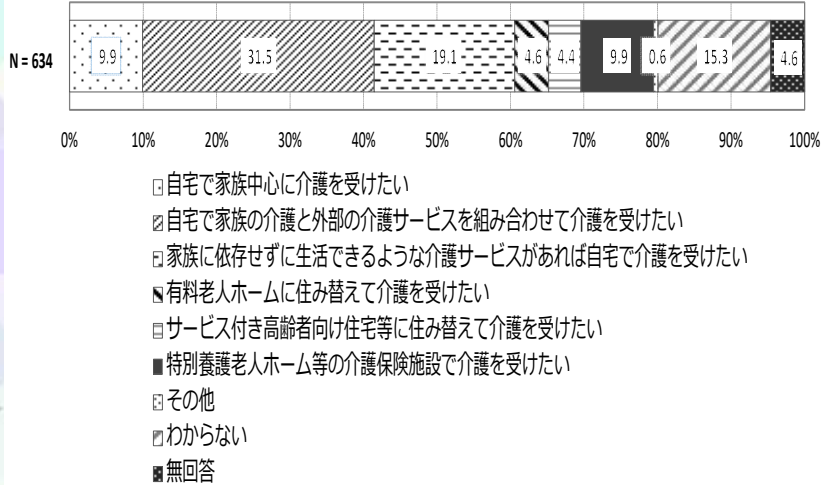


ボランティアのグループへの参加頻度は、「年に数回」が6.3%で最も多く、70.0%は「参加していない」と回答しております。
 趣味関係のグループへの参加頻度は、「月に1~3回」が10.4%で最も多く、59.6%は「参加していない」と回答しております。
 高齢者クラブへの参加頻度は、「年に数回」が5.7%で最も多く、70.5%は「参加していない」と回答しております。

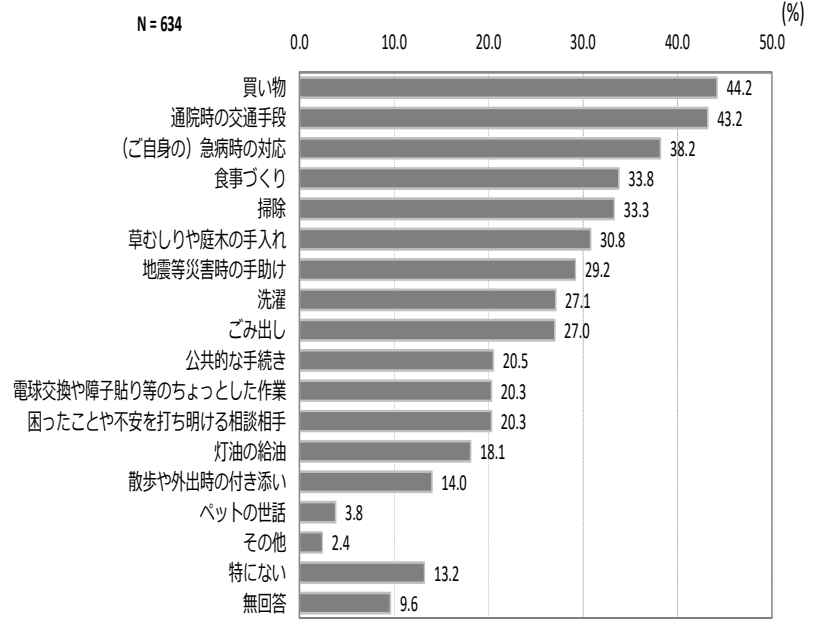
4. 各種アンケート調査結果の再評価

<介護予防・日常生活圏域二一ズ調査>

Q. あなたは将来介護が必要な状態になった時、どのような介護サービスを望みますか。



Q. あなたはどのような支援があれば、これからも在宅で安心して暮らし続けることができると思いますか。

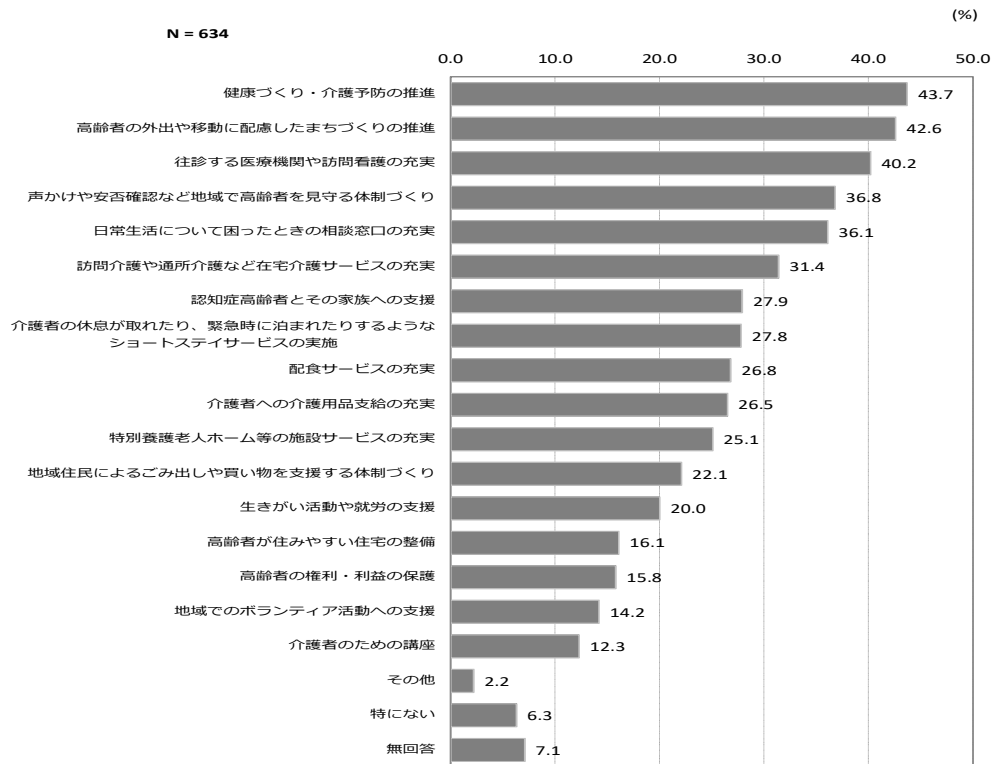


今後どのような形で介護を受けたいか尋ねたところ、「自宅中心の介護と外部サービスを組み合わせたい」が31.5%と最も多く、自宅中心に介護を受けたい9.9%と合わせると、約4割の方が介護が必要になっても在宅での生活を望んでおります。また、在宅で安心して生活を続けるための支援について、「買い物」が44.2%と最も多く、次いで「通院時の交通手段」「救病時の対応」となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

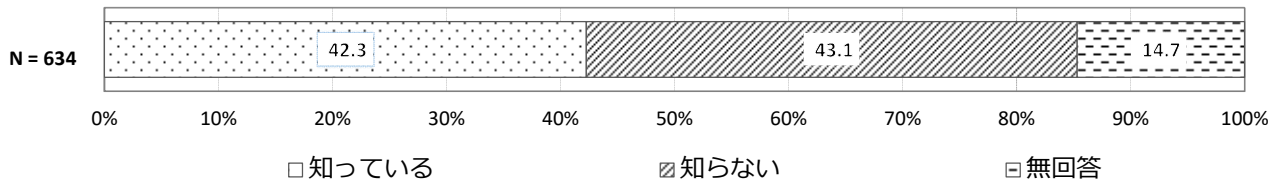
〈介護予防・日常生活圏域二一ズ調査〉

Q. 高齢者の住みよいまちをつくるために、今後市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

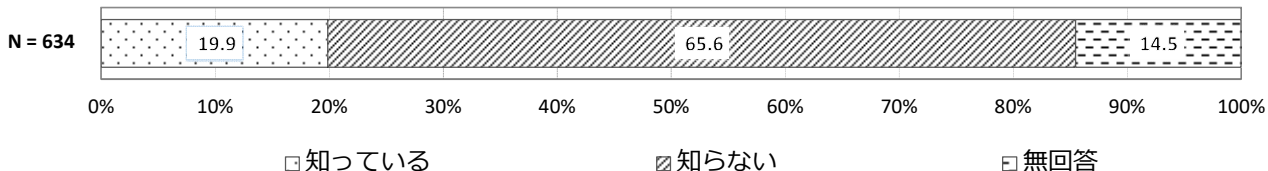


高齢者の住みよいまちを作るために、今後、市において力を入れていくべきことについて尋ねたところ、「健康づくり・介護予防の推進」が43.7%と最も多く、次いで「高齢者の外出や移動に配慮したまちづくりの推進」(42.6%)、「往診する医療機関や訪問看護の充実」(40.2%)となっております。

Q. 成年後見制度の内容を知っていますか。



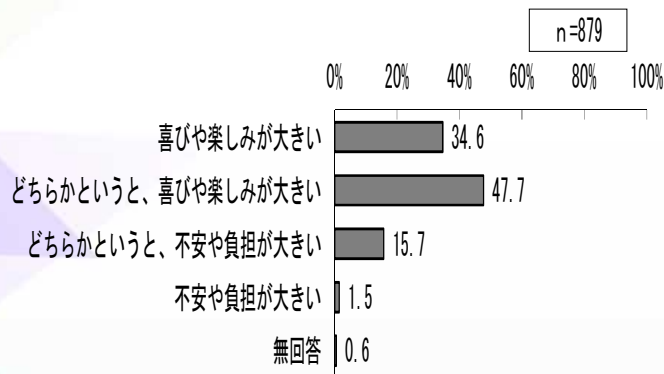
Q. 日常生活自立支援事業の内容を知っていますか。



成年後見制度の内容を知っているか尋ねたところ、「知っている」が42.3%、「知らない」が43.1%となっております。
また、日常生活自立支援事業の内容を知っているか尋ねたところ、「知っている」が19.9%、「知らない」が65.6%となっております。

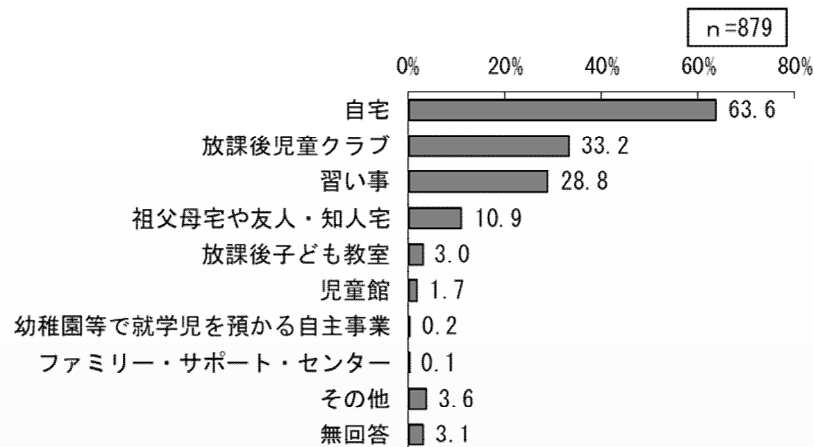
4. 各種アンケート調査結果の再評価 <子ども・子育てニーズ調査>

Q. あなたは子育てをどのように感じていますか。



子育ての感じ方は、「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」(47.7%)が最も多く、次いで「喜びや楽しみが大きい」(34.6%)となっております。

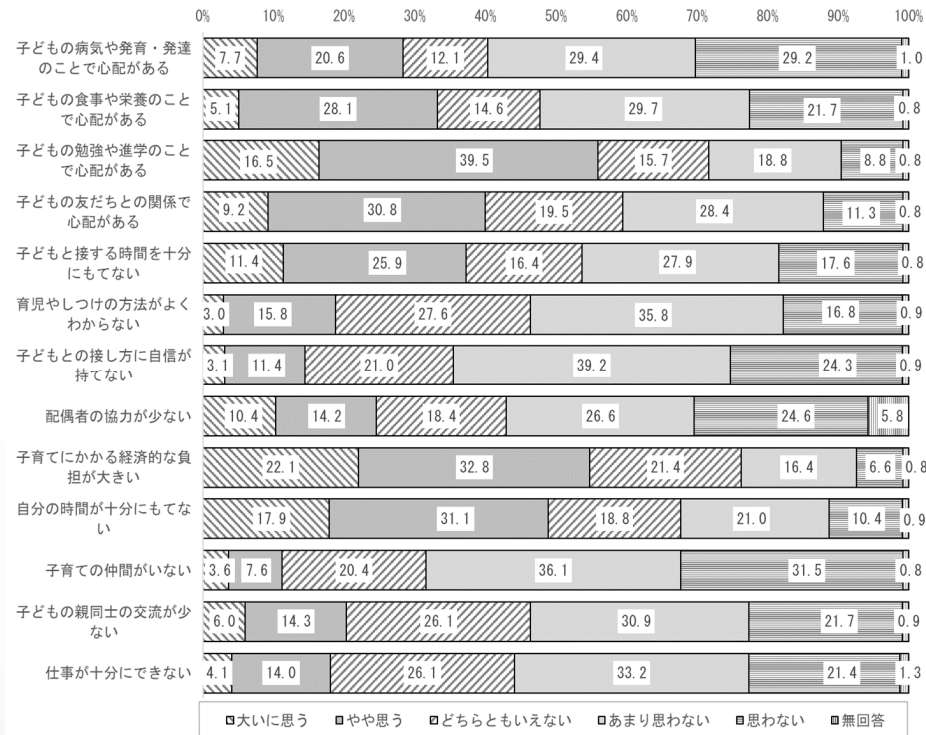
Q. お子さんの放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。



お子さんの放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」(63.6%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」(33.2%)、「習い事」(28.8%)となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価 <子ども・子育てニーズ調査>

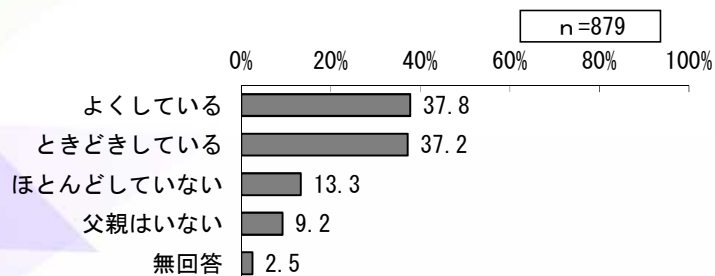
Q. 子育てに関して、悩みや気にかかることはありますか。



子育てに関して、悩みや気にかかることは、「大いにある」では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」（22.1%）が最も多く、次いで「自分の時間が十分にもてない」（17.9%）、「子どもの勉強や進学のことでの心配がある」（16.5%）となっております。

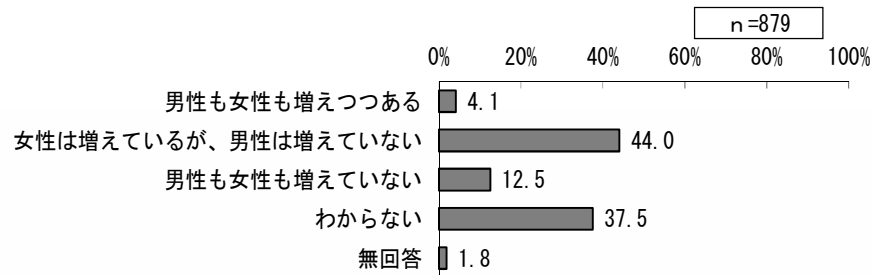
4. 各種アンケート調査結果の再評価 <子ども・子育てニーズ調査>

Q. 家庭では父親が育児に参加していますか。



父親の育児参加は、「よくしている」(37.8%)が最も多く、次いで「ときどきしている」(37.2%)となっております。

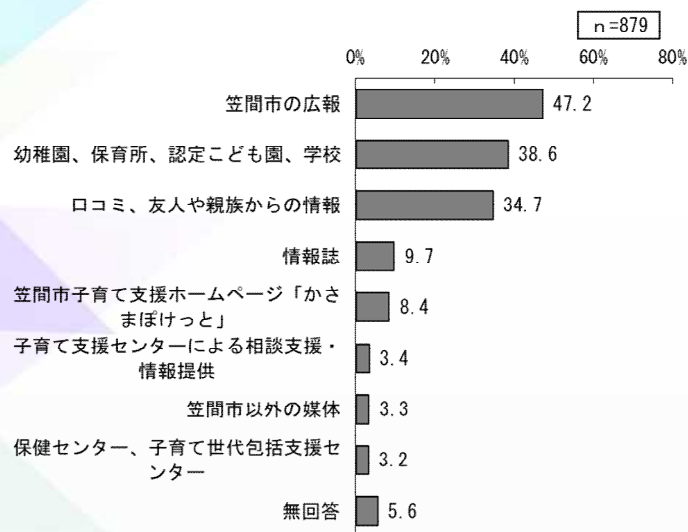
Q. 家族、友人、知人等で育児休業を取得する人は増えていますか。



育児休業を取得する人は増えてきたかは、「女性は増えているが、男性は増えていない」(44.0%)が最も多く、次いで「わからない」(37.5%)、「男性も女性も増えていない」(12.5%)となっております。

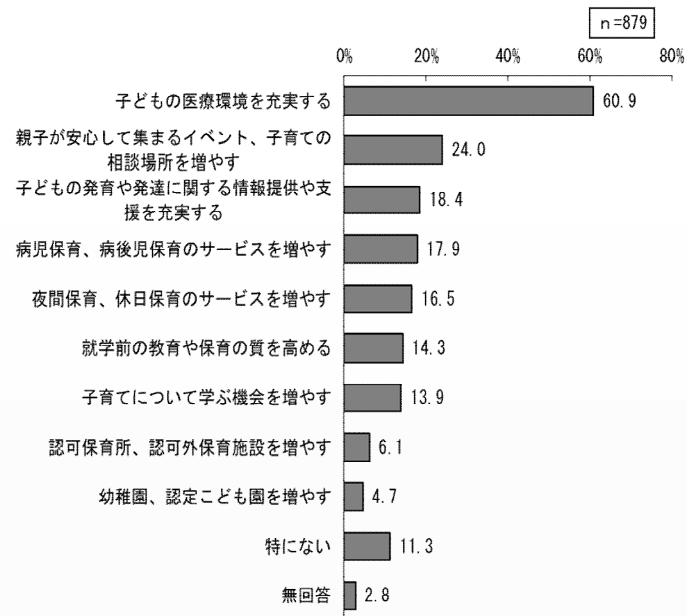
4. 各種アンケート調査結果の再評価 <子ども・子育てニーズ調査>

Q. あなたは、笠間市の子育て支援に関する情報をどこから入手していますか。



笠間市の子育て支援に関する情報の入手方法は、「笠間市の広報」(47.2%)が最も多く、次いで「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(38.6%)、「口コミ、友人や親族からの情報」(34.7%)となっております。

Q. 笠間市の子育て支援について特に期待することはありますか。

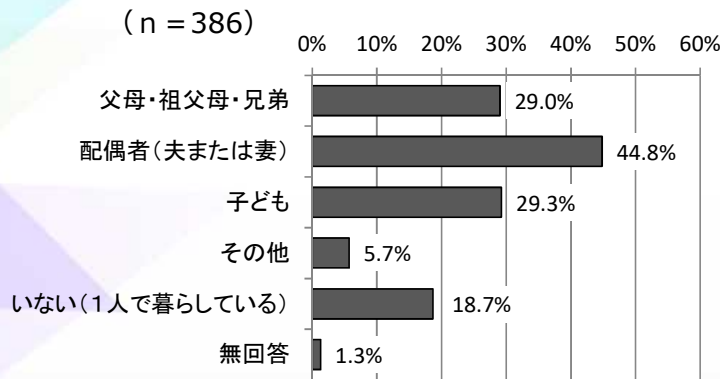


笠間市の子育て支援について特に期待することは、「子どもの医療環境を充実する」(60.9%)が最も多く、次いで「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所を増やす」(24.0%)、「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」(18.4%)となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

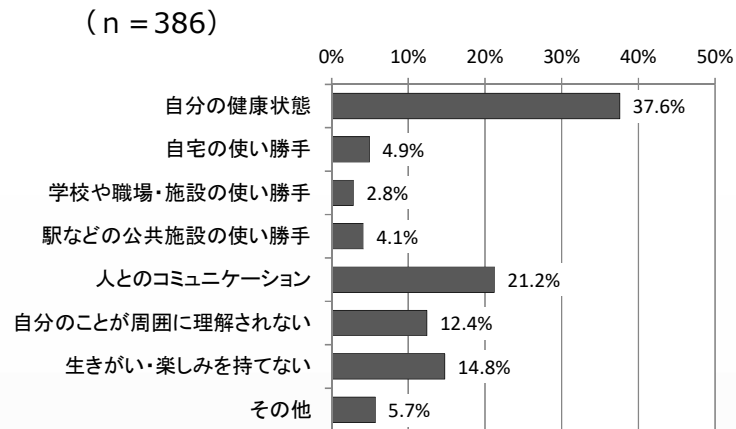
<障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。



同居している人については、「配偶者(夫または妻)」が44.8%と最も高く、次いで「子ども」が29.3%、「父母・祖父母・兄弟」が29.0%となっております。

Q. 日常生活で不満に感じることは何ですか。



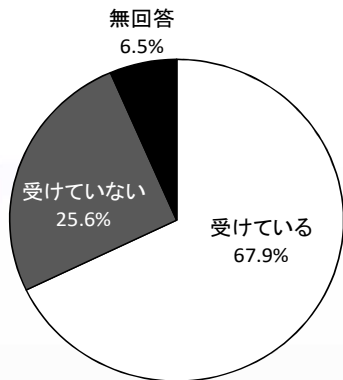
日常生活での不満については、「自分の健康状態」が37.6%と最も高く、次いで「人とのコミュニケーション」が21.2%、「生きがい・楽しみを持ってない」が14.8%となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

<障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. あなたは現在、医療を受けていますか。

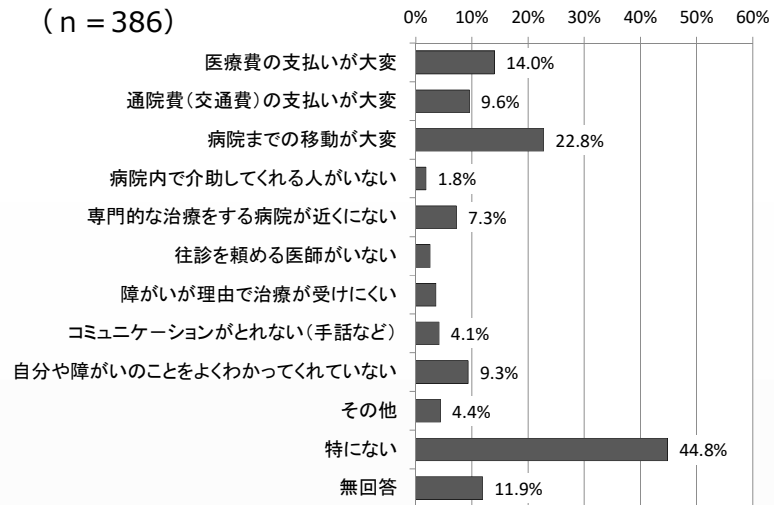
(n = 386)



現在、医療を受けているかについては、「受けている」が67.9%、「受けていない」が25.6%となっております。

Q. 医療を受けるうえで困ることはありますか。

(n = 386)

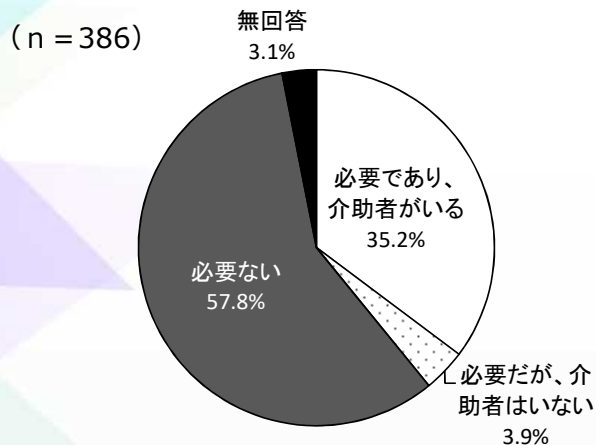


医療を受けるうえで困ることについては、「病院までの移動が大変」が22.8%と最も高く、次いで「医療費の支払いが大変」が14.0%、「通院費(交通費)の支払いが大変」が9.6%、「自分や障がいのことをよくわかっていない」が9.3%となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

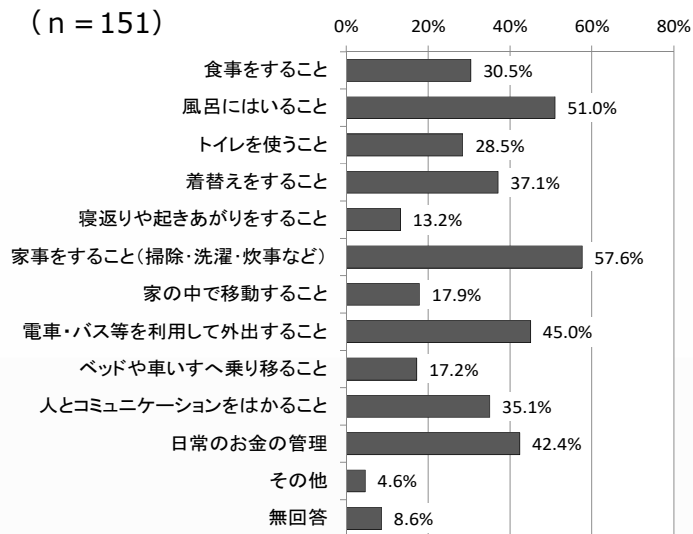
<障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. 日常生活において、あなたは介助者が
必要ですか。



日常生活の介助者については、「必要ない」が57.8%と最も高く、次いで「必要であり、介助者がいる」が35.2%、「必要だが、介助者はいない」が3.9%となっております。

Q. 介助が必要なことは次のどれにあたりま
すか。（左の問いで介助が必要と回答した方への質問）



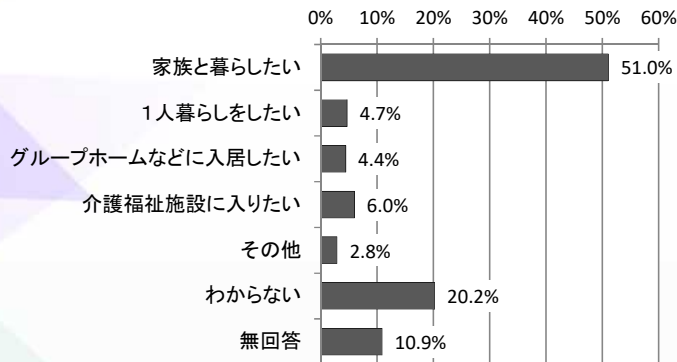
介助が必要なことについては、「家事をすること」が57.6%と最も高く、次いで「風呂にはいること」が51.0%、「電車・バス等を利用して外出すること」が45.0%となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

<障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. あなたは、将来どのように暮らしたいと思いますか。

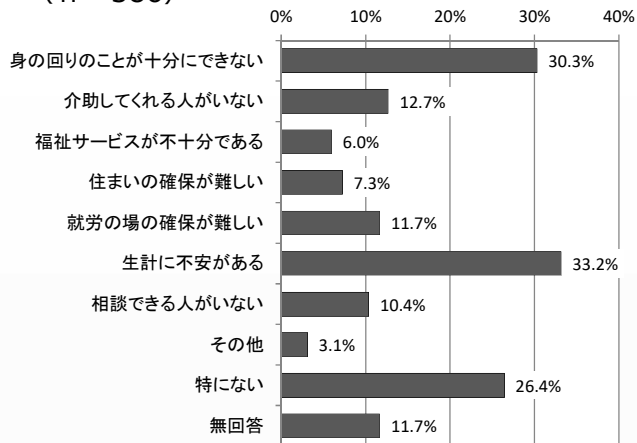
(n = 386)



将来の暮らし方については、「家族と暮らしたい」が51.0%と最も高く、次いで「介護福祉施設に入りたい」が6.0%、「1人暮らしをしたい」が4.7%となっております。

Q. あなたが将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。

(n = 386)

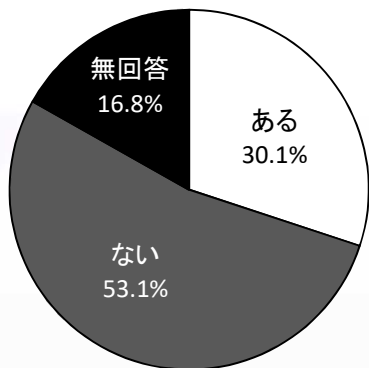


地域で暮らし続けるための課題については、「生計に不安がある」が33.2%と最も高く、次いで「身の回りのことが十分にできない」が30.3%、「介助してくれる人がいない」が12.7%となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価 <障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

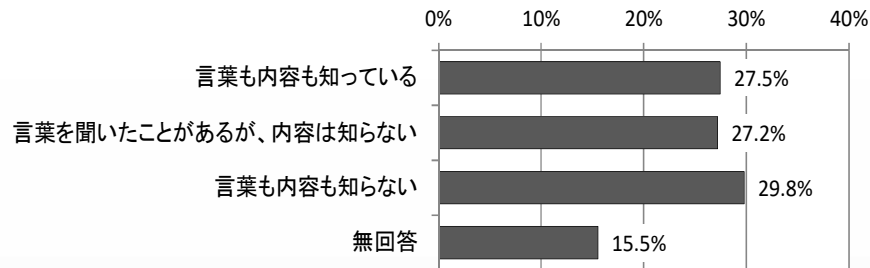
(n = 386)



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことは、「ない」が53.1%、「ある」が30.1%となっております。

Q. 「成年後見制度」についてご存じですか。

(n = 386)



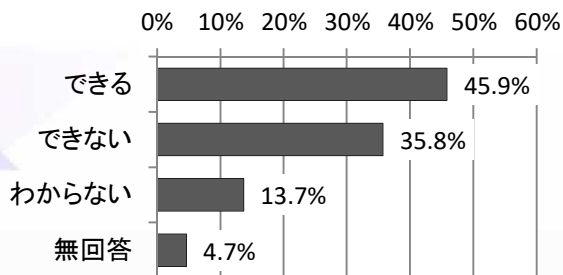
「成年後見制度」については、「言葉も内容も知らない」が29.8%、「言葉も内容も知っている」が27.5%、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.2%となっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価

<障がい者福祉に関するアンケート調査>

Q. あなたは、災害時に一人で避難できますか。

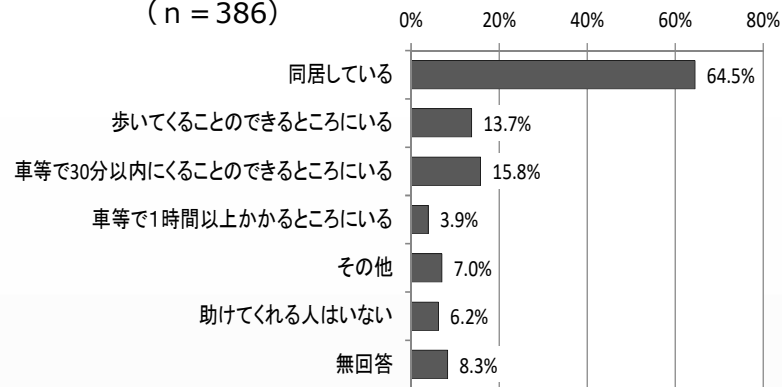
(n = 386)



災害時に1人で避難できるかについては、「できる」が45.9%、「できない」が35.8%、「わからない」が13.7%となっております。

Q. 緊急に避難が必要なとき、あなたを助けてくれる人は近くにいますか。

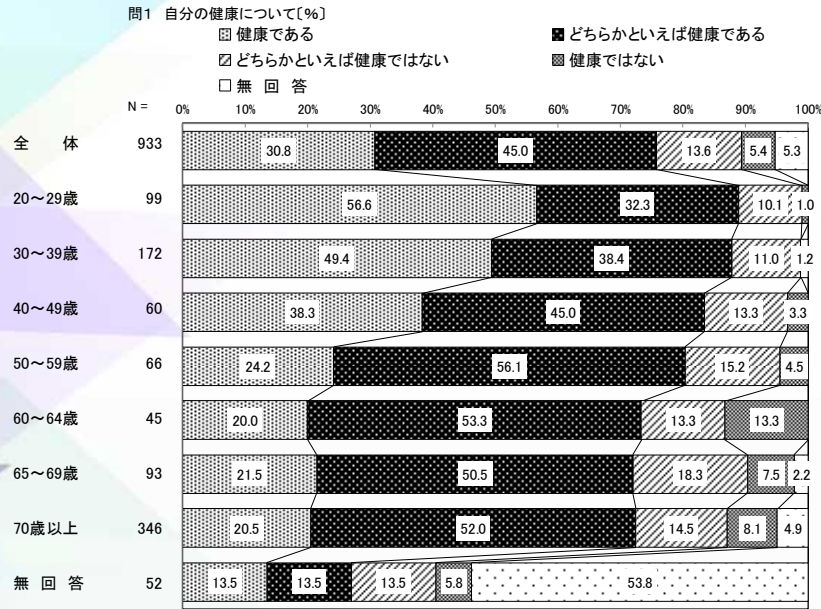
(n = 386)



緊急時に助けてくれる人が近くにいるかについては、「同居している」が64.5%と最も高く、次いで「車等で30分以内に行くことのできる場所にいる」が15.8%、「歩いてくることのできる場所にいる」が13.7%となっております。

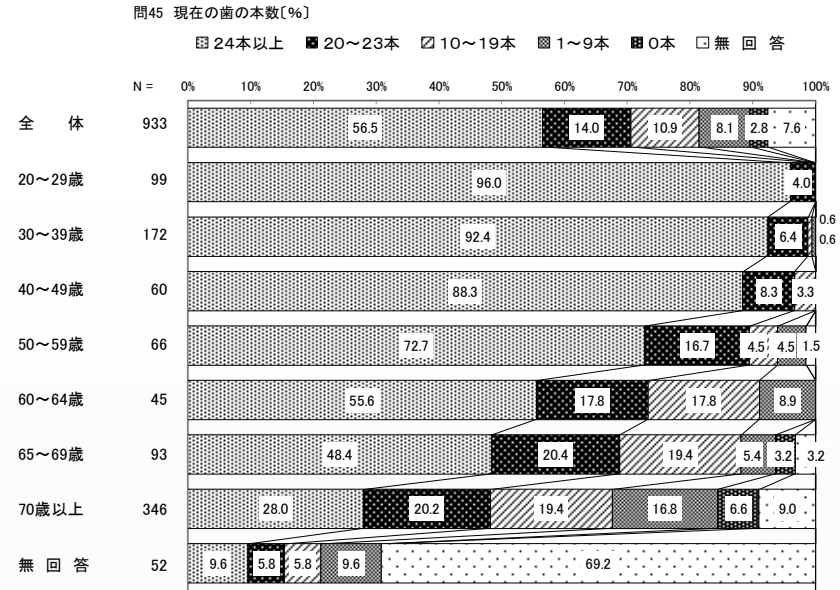
4. 各種アンケート調査結果の再評価 <健康づくりアンケート>

Q. 現在、あなたはご自分の健康についてどのように思いますか。



自分の健康の評価について、「どちらかといえば健康である」が45.0%と最も高く、「健康である」(30.8%)と合わせた《健康である》は75.8%となっております。一方、「どちらかといえば健康ではない」(13.6%)と「健康ではない」(5.4%)を合わせた《健康ではない》は19.0%となっております。

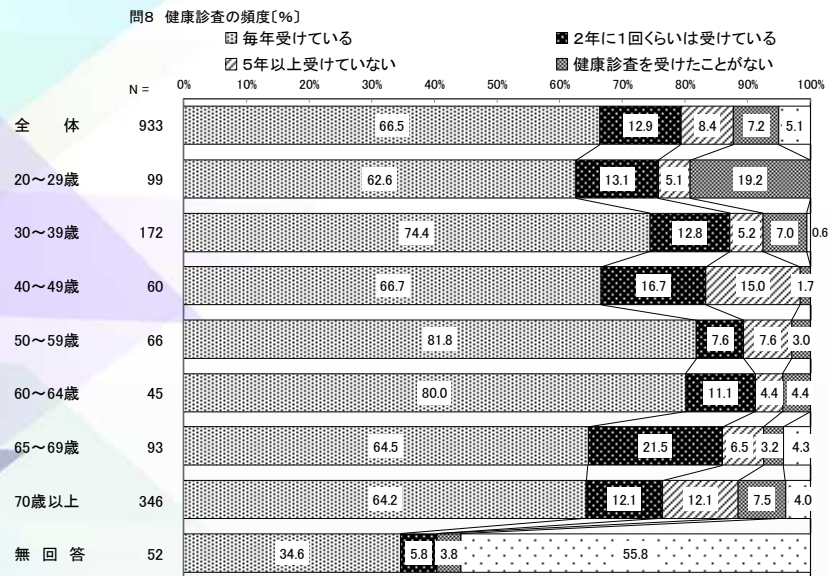
Q. あなたの歯は、現在何本ですか。



現在の歯の本数について、「24本以上」が56.5%と最も高く、「20~23本」(14.0%)、「10~19本」(10.9%)、「1~9本」(8.1%)、「0本」(2.8%)と続きます。年代別では、「24本以上」は20代で96.0%と最も高く、年代が上がるにつれ低くなり、70歳以上では28.0%となっております。

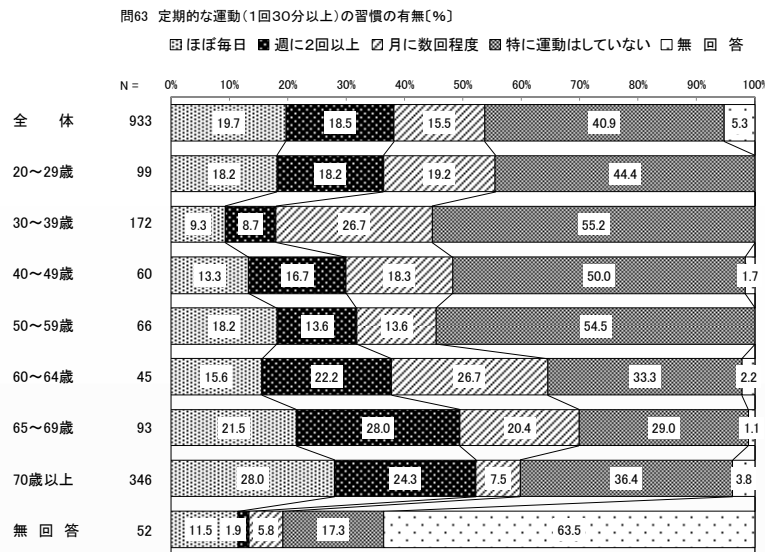
4. 各種アンケート調査結果の再評価 <健康づくりアンケート>

Q. 健康診査を定期的に受けていますか。



定期的な健康診査について、「毎年受けている」が66.5%と高く、「2年に1回くらいは受けている」が12.9%となっております。年代別では、「毎年受けている」は50代と60代前半で80%を超え、「2年に1回くらいは受けている」は60代後半で21.5%とそれぞれ高くなっています。一方、「健康診査を受けたことがない」は20代で19.2%と高くなっております。

Q. 定期的な運動（1回30分以上）の習慣がありますか。

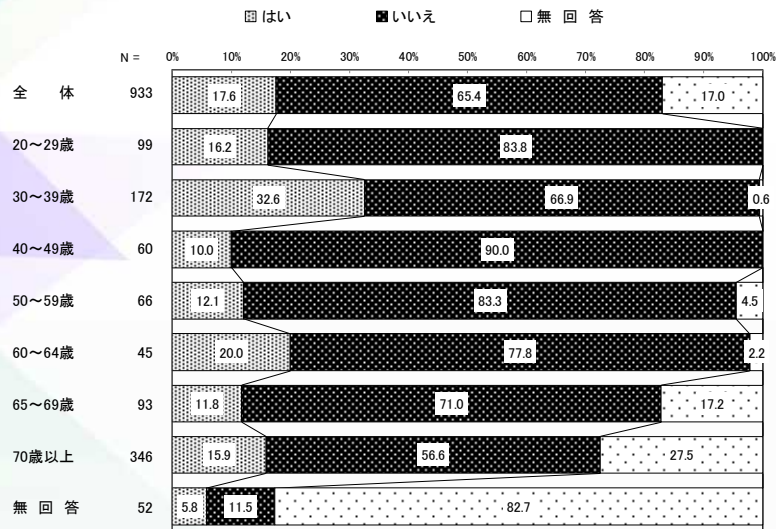


定期的な運動の習慣について、「特に運動はしていない」が40.9%と最も高く、「ほぼ毎日」（19.7%）、「週に2回以上」（18.5%）、「月に数回程度」（15.5%）と続いております。年代別では、「特に運動はしていない」は30代から50代の各年代で50%を超えて高くなっております。

4. 各種アンケート調査結果の再評価 <健康づくりアンケート>

Q. これから子育てを始める方のための総合案内窓口として、子育て世代包括支援センター「みらい」があることを知っていますか。

問85 子育て世代包括支援センター「みらい」知っているか[%]

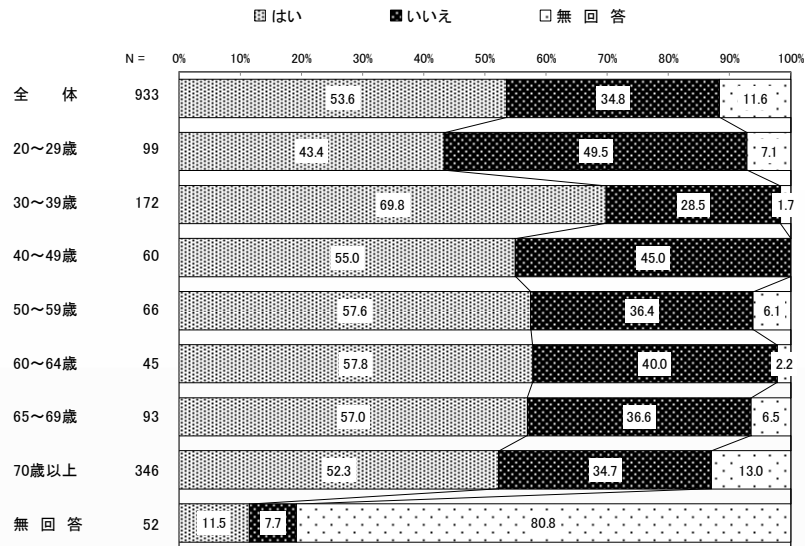


子育て世代包括支援センター「みらい」の認知について、「いいえ」が65.4%と高く、「はい」は17.6%となっております。

年代別では、「はい」は30代で32.6%と高くなっております。

Q. 市立病院が平日夜間・日曜初期救急診療を実施していることを知っていますか。

問86 市立病院の平日夜間・日曜初期救急診療の実施の把握[%]



市立病院が平日夜間・日曜初期救急診療を実施していることの認知について、「はい」が53.6%と高く、「いいえ」は34.8%となっております。

年代別では、「はい」は30代で69.8%と高くなっております。

5. 用語解説

アウトリーチ	福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言います。相談者の日常生活の場（自宅など）に出向く訪問支援全般をアウトリーチと表現することが多くあります。
茨城型地域包括ケアシステム	単一のサービスや既存のサービスを充当するだけにとどまらず、要介護者及びその家族のニーズを起点に、その生活を高めることで社会における役割を確立する視点のもと、地域の様々な資源を組み合わせながら、地域全体で支えることにより、隙間のない総合的な支援体制の構築を目指すものです。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）
インクルーシブ遊具	障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことができる遊具のことです。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの方や認知症の方、障がい者等の権利や意思表示を支援するために、成年後見制度の活用や虐待防止などへの対応を行うことです。
合計特殊出生率	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数です。
合理的配慮	障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。
国保データベース (KDBシステム)	国民健康保険保険者や後期高齢者医療広域連合における保険事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が各種データを活用して統計情報や健康に関連するデータを作成するシステムです。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、子ども、障がい、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

5. 用語解説

成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことにより、本人の権利を守る制度です。
ダイバーシティ社会	ダイバーシティとは日本語に訳すと多様性という意味であり、一人ひとりが尊重され、多様性が受容される社会を意味します。
地域ケアコーディネーター	支援を必要としている人の状態などを的確に把握し、必要なサービスが受けられるように関係機関との連絡調整をする者であり、市町村または市町村社会福祉協議会が設置する地域ケアセンターに配置されています。
地域福祉支援計画	都道府県が作成するもので、広域的な観点から市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取り組み状況に応じて支援していくことを内容とするものです。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会が主体となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。
特定保健指導	生活習慣病リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が高く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行います。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で金銭管理や判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの手続きや金銭管理（現金、通帳など）の支援を行う事業で、社会福祉協議会でを行っています。
8050（はちまるごーまる）問題	80代の親が自宅に引きこもる50代の子供の生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のことを指します。
パブリックコメント	行政機関が条例や基本計画などを作成するにあたって、事前にその案を示し、広く住民の方から意見を募集するものです。

5. 用語解説

病児保育	主に保育所に通っている子供が病気にかかった場合に、家庭での保育が困難な保護者の方に代わって、保育士や看護師が保育又は看護することをいいます。
平均自立期間	あと何年自立した生活が期待できるかを示したもので、健康寿命の考え方に基づく指標です。この概念は「健康余命」「活動的平均余命」などと呼ばれるものと基本的に同一の概念です。
ヘルスリーダー	「笠間市ヘルスリーダーの会」に入会し、「食」とおした健康づくりのボランティアとして、食育や健康づくりについて研修し、自主的に地域に普及活動を推進している食生活改善推進員です。
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行う際の心構えや注意点の啓発や、ボランティア活動をしたい方とサポートして欲しい現場のニーズの調整などを行う方をいいます。
ヤングケアラー	病気や障がいのある家族や親族の介護・面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できない子ども達であり、一般に大人が担うようなケア責任を引き受けている18歳未満の子供を指します。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。交通機関や、建築物、食器などの日常生活用品などに生かされています。
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境のことをいいます。